

熊本県公報

第 1 1 4 6 4 号
平成 18 年 10 月 4 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 河川区域の一部廃止……………(河川課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全・青少年課) 1
- 熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(経営金融課) 2
- 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(") 2
- 熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(") 2
- 熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(") 3
- 熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(") 3
- 熊本県中小企業無担保クイック融資資金(通称:くまもとファイト資金)融資制度要項の一部を改正する要項……………(") 3
- 災害共済事業の経営状況の公表……………(管財課) 4
- 地籍調査事業計画……………(農村整備課) 9
- 開発行為工事完了……………(建築課) 9
- "……………(") 9
- 検査済証交付及び工事完了……………(") 9
- "……………(") 10
- 土地改良区連合役員の退任……………(農村計画・技術管理課) 10
- 土地改良区役員の退任……………(") 10
- 熊本県果樹農業振興計画の策定……………(園芸生産・流通課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 13
- 県有林立木公売……………(森林整備課) 13
- 道路の位置指定……………(建築課) 15
- 熊本県総合エネルギー調査会議設置規程を廃止する訓令……………(環境政策課) 15
- 平成 17 年度包括外部監査の結果等に係る改善措置の公表(知事)……………(監査委員会事務局) 16
- "……………(県警本部長)……………(") 39
- "……………(教育長)……………(") 41
- 平成 18 年 6 月 27 日から平成 18 年 8 月 21 日までの間に実施した監査の結果に関する報告……………(") 46
- 平成 18 年 6 月 14 日から平成 18 年 8 月 18 日までの間に実施した監査の結果に関する報告……………(") 47

告 示

熊本県告示第 1000 号

二級河川赤松川水系赤松川について、河川法(昭和 39 年法律 167 号)第 6 条第 4 項の規定に基づき、その河川区域の一部を廃止する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県芦北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(図面省略)

熊本県告示第 1001 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 9 月 26 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	脳内SEX 老人と欲求不満妻 (新日本) 美味しい人妻たち すけべがいっぱい (新東宝) 喪服レズビアン 恥母と未亡人 (新日本) ノーパン痴母 夫を裏切る水曜日 (新日本) 喪服妻 初七日に濡れる (新東宝) ソープっ娘 ぬるりん玉遊び (オーピー映画) 女サギ師 いんらん痴肉 (オーピー映画) 高校教師と継母 濡れ場の急所 (新日本) 痴漢男の指 犯された人妻 (新東宝) 四十路の色気 しとやかな官能 (オーピー映画) 紅薔薇夫人 (新東宝) 少女の微熱 甘酸っぱい匂い (オーピー映画) 超わいせつミステリー 暗闇のストーカー (新東宝)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1002 号

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県産業活性化資金融資制度要項 (平成 17 年熊本県告示第 512 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「1 人以上 (法人の場合にあっては、代表者を含め 2 人以上) とする。」を「法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要項による改正後の第 7 条第 1 号及び第 2 号の規定は、この要項の適用日以後に融資の申込みがなされた者について適用し、同日前に融資の申込みがなされたものについては、なお、従前の例による。

熊本県告示第 1003 号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項 (平成 13 年熊本県告示第 326 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に、同条第 6 号中「担保は必要に応じて徴求し、保証人は 1 人以上 (法人の場合にあっては、代表者を含めて 2 人以上) とする。」を「担保は必要に応じて徴求し、保証人は法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要項による改正後の第 7 条第 6 号の規定は、この要項の適用日以後に融資の申込みがなされた者について適用し、同日前に融資の申込みがなされたものについては、なお、従前の例による。

熊本県告示第 1004 号

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県小規模事業者資金融資制度要項 (平成 2 年熊本県告示第 245 号の 12) の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に、同条第 6 号中「1 人以上 (法人の場合にあっては、代表者を含め 2 人以上とする。) ただし、次の条件を満たす場合にあつ

ては、協会は担保及び保証人を徴求しないことができる。」を「法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。なお、次の条件をみだす場合にあつては、担保及び保証人を徴求しない。」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要項による改正後の第 7 条第 6 号の規定は、この要項の適用日以後に融資の申込みがなされた者について適用し、同日前に融資の申込みがなされたものについては、なお、従前の例による。

熊本県告示第 1005 号

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成 8 年熊本県告示第 384 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に、同条第 6 号中「担保は必要に応じて徴求し、保証人は 1 人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め 2 人以上）とする。」を「担保は必要に応じて徴求し、保証人は法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要項による改正後の第 7 条第 6 号の規定は、この要項の適用日以後に融資の申込みがなされた者について適用し、同日前に融資の申込みがなされたものについては、なお、従前の例による。

熊本県告示第 1006 号

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成 16 年熊本県告示第 293 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「1 人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め 2 人以上）とする。」を「法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要項による改正後の第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定は、この要項の適用日以後に融資の申込みがなされた者について適用し、同日前に融資の申込みがなされたものについては、なお、従前の例による。

熊本県告示第 1007 号

熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称：くまもとファイト資金）融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称：くまもとファイト資金）融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称：くまもとファイト資金）融資制度要項（平成 16 年熊本県告示第 775 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号中「保証人 1 人とする。」を「保証人 法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要項による改正後の第 5 条第 7 号の規定は、この要項の適用日以後に融資の申込みがなされた者について適用し、同日前に融資の申込みがなされたものについては、なお、従前の例による。

公 告

熊本県公告第 726 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 3 項の規定により、火災、水災、
震災その他の災害による財産の損害に対して財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営
住宅火災共済機構が行う相互救済事業の経営状況について、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(財) 都道府県会館分

1 災害共済事業

(1) 事業実績

ア 建物共済事業

加入団体数	47 都道府県
加入件数	92,381 件
共済責任額	3,879,967,954 千円
共済基金分担金 (解約返戻金差引後)	770,389,880 円
災害共済金被災件数	1,395 件
災害共済金	424,798,434 円
災害見舞金被災件数	209 件
災害見舞金	49,426,811 円

※なお、自動車損害共済事業については、平成15年度に廃止となったが、事業実績として給付件数1件、災害共済金1,162,223円を支出。

(2) 収支計算

ア 収入

事業収入	773,571,511 円
雑収入	308,033,555 円
返還金収入	163,000,000 円
繰入金収入	3,100,000 円
当期収入合計 (A)	1,247,705,066 円
前期繰越収支差額	52,585,143 円
収入合計 (B)	1,300,290,209 円

イ 支出

管理費	119,675,330 円
事業費	479,896,640 円
諸支出金	156,214,000 円
固定資産取得支出	255,384 円
積立預金支出	2,669,000 円
当期支出合計 (C)	758,710,354 円
当期収支差額 (A) - (C)	488,994,712 円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	541,579,855 円

(3) 正味財産増減計算

ア 増加の部

資産増加額 (A)	654,750,099 円
-----------	---------------

イ 減少の部		
資産減少額 (B)		234,025,432 円
当期正味財産増加額 (A) - (B)		420,724,667 円
前期繰越正味財産額		21,241,777,523 円
期末正味財産合計額		21,662,502,190 円
2 機械損害共済事業		
(1) 事業実績		
加入団体数		30 都道府県1市
加入件数		330 件
共済責任額		269,917,499,718 円
納入分担金		329,109,755 円
被災件数		19 件
災害共済金		587,253,263 円
(2) 収支計算		
ア 収入		
事業収入		329,109,755 円
雑収入		92,743,770 円
当期収入合計 (A)		421,853,525 円
前期繰越収支差額		372,990,538 円
収入合計 (B)		794,844,063 円
イ 支出		
管理費		83,803,834 円
事業費		588,052,513 円
当期支出合計 (C)		671,856,347 円
当期収支差額 (A) - (C)	▲	250,002,822 円
次期繰越収支差額 (B) - (C)		122,987,716 円
(3) 正味財産増減計算		
ア 増加の部		
資産増加額 (A)		82,425,000 円
イ 減少の部		
資産減少額 (B)		250,002,822 円
当期正味財産減少額 (A) - (B)		167,577,822 円
前期繰越正味財産額		6,646,070,538 円
期末正味財産合計額		6,478,492,716 円

(社) 全国公営住宅火災共済機構分

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	764
加入戸数	831,881 戸
共済委託契約金額	6,813,714,315,000 円
火災共済掛金	1,129,150,667 円
被災戸数	315 戸
火災共済給付金	229,748,588 円
特定給付金	15,092,093 円
復興建築助成戸数	164 戸
復興建築助成金	47,446,262 円
住宅防火施設整備補助会員数	61
住宅防火施設整備補助金	29,026,500 円
住宅災害見舞戸数	2,324 戸
住宅災害見舞金	34,501,000 円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,129,150,667 円
建物管理の部収入	44,053,468 円
その他の収入	393,085,077 円
当期収入合計 (A)	1,566,289,212 円
前期繰越収支差額	68,186,931 円
収入合計 (B)	1,634,476,143 円

(2) 支出

事業費	431,324,290 円
管理費	232,538,975 円
建物管理費	20,625,765 円
特定預金等支出	896,188,789 円
当期支出合計 (C)	1,580,677,819 円
当期収支差額 (A) - (C)	▲ 14,388,607 円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	53,798,324 円

熊本県の加入実績（平成17年度実績）

1（財）都道府県会館分

（1）建物共済事業

棟 数	1,146 棟
面 積	1,576,627 m ²
共 済 責 任 額	106,814,615 千円
共 済 基 金 分 担 金	21,294,250 円

（2）機械損害共済事業

発 電 所 数	9 件
共 済 責 任 額	7,944,809,121 円
共 済 基 金 分 担 金	9,128,326 円

2（社）全国公営住宅火災共済機構分

棟 数	1,279 棟
面 積	696,888.07 m ²
共 済 責 任 額	82,048,804 千円
共 済 基 金 分 担 金	13,606,835 円
委 託 料	1,000,000 円

熊本県公告第 727 号

平成 18 年 5 月 17 日熊本県公告第 385 号（平成 18 年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改め、平成 18 年 10 月 4 日から適用する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査地域名の欄中

「戸島一丁目、戸島六丁目、戸島七丁目及び戸島町の各一部並びに戸島西一丁目から七丁目まで及び弓削町の全部」を「戸島西二丁目から七丁目の全部」に、「昭和同仁町、昭和明徴町、郡築 11 番町、郡築 12 番町、古閑浜町、坂本町中谷い、坂本町坂本、坂本町葉木、坂本町鮎帰い、坂本町鮎帰ろ、坂本町鮎帰は、坂本町鮎帰に、鏡町内田、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町下有佐、鏡町鏡、東陽町河俣及び泉町仁田尾の各一部並びに昭和日進町の全部」を「昭和同仁町、昭和明徴町、郡築 11 番町、郡築 12 番町、古閑浜町、坂本町中谷い、坂本町坂本、坂本町葉木、坂本町鮎帰い、坂本町鮎帰ろ、坂本町鮎帰は、鏡町内田、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町下有佐、鏡町鏡、東陽町河俣及び泉町仁田尾の各一部並びに昭和日進町の全部」に、「大字田原の一部」を「大字田原及び大字寺中の各一部」に、「新小、野尻、仏原、高月及び安方の各一部並びに田吉、下川井野、東竹原、高畑及び高辻の全部」を「新小、野尻、仏原及び高月の各一部並びに田吉、下川井野、東竹原、高畑及び高辻の全部」に、「大字市野瀬、告及び天月の各一部」を「大字市野瀬、告、天月及び白木の各一部」に改める。

熊本県公告第 728 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字高木原 48 番 2、同 48 番 6、同 48 番 7、同 49 番 1、同 51 番 5、同 54 番 1、同 55 番 3、同 55 番 4 及び同 56 番 1
2,591.47 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市合生 48 番地 6
有限会社安武石油

熊本県公告第 729 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字笹原 2000 番 26
3,121.64 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市長嶺南八丁目 8 番 55 号
株式会社アネシス
熊本市榆木三丁目 1 番 3 号
成南建設株式会社

熊本県公告第 730 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺中字新日向 892 番 1、同字日向 1209 番 1、同 1209 番 4、同 1213 番 1、同 1213 番 3、同 1216 番 3、同 1218 番 2、同 1221 番、同 1221 番 2、同 1222 番、同 1223 番、同 1231 番、同 1232 番 1、同 1235 番、同 1237 番 1、同 1243 番、同 1244 番 2、同 1249 番、同 1252 番 2、同 1262 番、同 1264 番 2、同字上日向 1302 番 1、同 1303 番 5、同 1304 番 2、同 1306 番 2、同 1308 番 1、同 1311 番 1、同 1317 番 2、同字猫山 1363 番 1、同 1369 番 2、同大字平田字免ノ下 2350 番 3、同 2351 番、同 2351 番 2、同 2352 番、同 2353 番、同 2356 番 1、同 2357 番 2、同 2357 番 4、同 2363 番 2、同 2363 番 4、同 2363 番 6、同 2363 番 7、同 2364 番 1、同 2368 番、同 2369 番 1、同 2369 番 2、同 2370 番 1、同 2370 番 2、同 2370 番 3、同 2371 番 1、同 2371 番 2、同 2372 番、同 2373 番、同 2374 番、同 2375 番 1、同 2375 番 2、同 2375 番 3、同 2375 番 4、同 2376 番 3、同 2376 番 4、同 2377 番、同 2378 番 3、同 2380 番 4、同 2381 番、同 2382 番、同 2386 番、同 2387 番、同 2396 番 3、同

- 2400 番、同 2400 番 2、同 2401 番、同 2408 番 2、同 2408 番 3、同 2424 番 2、同 2433 番 及び同 2435 番 2
 235,181.68 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市帯山四丁目 17 番 1 号
 株式会社 再春館製薬所

熊本県公告第 731 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
 平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字原水字南沖野 5662 番 1、同 5662 番 2、同 5662 番 3、同 5662 番 5、同 5662 番 7、同 5662 番 9、同 5662 番 10、同 5662 番 11、同 5662 番 12、同 5662 番 13、同 5662 番 14、同 5662 番 18、同 5662 番 21、同 5662 番 23、同 5662 番 37 及び同 5662 番 42
 4,172.32 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市南熊本四丁目 7 番 6 号
 有限会社中央住建不動産

熊本県公告第 732 号

八代市八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。
 平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

職 名	氏 名	住 所
退任 理事	谷 口 邦 秋	八代市郡築 7 番町 46 番地 2

熊本県公告第 733 号

八代市八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。
 平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

職 名	氏 名	住 所
退任 理事	谷 口 邦 秋	八代市郡築 7 番町 46 番地 2

熊本県公告第 734 号

果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 2 条の 3 の規定により、平成 27 年度を目標年度とする熊本県果樹農業振興計画を定めたので、その概要を公表する。
 平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 果樹農業の振興に関する方針
 本県の果樹農業の振興は、個々の経営体から産地全体までの各段階、生産から販売までの各分野にわたって、質的な充実を図り、「果実供給県としての役割を真しに着実に果たす」ことが「本県の果樹農業振興につながる」を念頭に、以下の諸施策を講じる。
 国外、国内において産地間競争が更に激化する中、本県独自の品種開発や選抜にとどまらず、栽培技術の徹底、選別の高精度化、機動性のある指導体制など、あらゆる場面において本県オリジナルの取組を強化し、販売優位性の獲得を目指す。
 また、産地においては、多様化する経営体個々の活力を高めることによって、産地全体の総合力と持続性を確保するとともに、本県の中山間地農業経済を支える大きな柱として、また、平坦地の新たな戦略品目として、今後も振興を図り続けるとともに、本県農業の特性を活かした環境保全型農業（くまもとグリーン農業）を展開する。
 これらの取組によって、本県は、安全・安心、オリジナリティーをキーワードに消費者の信頼を更に高め、国民の豊かな食生活の向上に貢献し続ける。
 なお、頻発する気象災害や予測できにくい経済変動から農家経営の安定性を確保するために、幅広いセーフティネットの充実を推進する。
 (1) 常緑果樹類
 省力化・低コスト化を一層推進するため、樹園地の利用集積を進め、地域の特性に合わせた効率的な園地基盤整備、作業の機械化を推進するとともに、水田を含め

た平坦地への果樹の導入を促進し、振興に当たっては、県が定める奨励品種に重点を置く。

「肥のあかり」「豊福早生」「肥のあけぼの」「肥のあすか」「肥のみらい」及び「肥の豊」などの県オリジナル柑橘への転換促進により、オリジナルかんきつ類の栽培面積シェアを、現在の 2 倍（約 3 割）に拡大する。

また、ハウスやマルチ等による施設化、糖酸センサー選果システムを活用した品質管理・個別指導の強化などによる高品質な果実の生産流通を推進する。

施設栽培については、収量増大や作型・品目の見直しにより低コスト化を図るとともに、マルチ栽培については、防災対策に配慮しつつ、実施効果を確実にするため、かん水施設とセットで拡大を図る。

品目別には、うんしゅうみかんは、県オリジナル品種によるリレー出荷体制を確立するとともに、気候温暖化や需給の安定に向け年次間の変動を少なくする着果法の導入により安定供給体制づくりを推進する。

不知火類（デコポン）については、特に露地栽培での単収増加に向けて、土づくりやかん水施設整備、生産性の低下した高接園を「肥の豊」等へ改植し、生産量の拡大を図る。

これらとともに、一層の品目の多様化・高品質化・低コスト化につながる新品种・新技術の開発・普及にも努め、総合的な熊本オリジナル化を推進する。

更に、地域や品目の特性に応じ、物産館等を活用した地産地消・消費者との交流も促進する。

(2) 落葉果樹類

食味優先の消費者ニーズに対応するため、優良品種への更新を進めるとともに、価格が安定しているハウスもも、トンネルハウスなしを推進する。

また、低コスト型施設であるトンネルハウスももや、秀品率向上に効果があるかき「太秋」の屋根掛けハウスについても推進を図る。

現在反収が低いももやなしについては、施設化による商品化率の向上、せん定法の改善などの多収技術の導入、土づくりの徹底を図る。

相次いでいる台風災害などの気象災害に対応するため、もも、かき等の棚栽培やなしの強化棚の普及、防風対策や排水・干ばつ・低温等に必要の対策を推進するとともに、作型や品種構成の見直し等を行い、気象の影響を受けにくい栽培体系への転換を図る。

省力・低コスト化を図るため、くり収穫ネットなどの省力化施設整備、傾斜地から平坦地への導入を進め、農地の利用調整を行い、集団化を推進する。

落葉果樹類の振興に当たっては、県が定める奨励品種に重点を置きつつ、熊本の個性ある品目として、かきの「太秋」、すももの「ハニーローザ」、なしの「秋麗」「あきづき」、くりの「杉光」などの良食味な品種について、他県に先駆けた産地化を推進することによって、オリジナル落葉果樹の栽培面積シェアを、現在の 3 倍（約 2 割）に拡大する。

後継者不足が深刻化する中で、退職者による新規就農や、高齢化した農家の受け皿として、また、遊休農地を有効利用するため、成園化が早いくりやいちじく、生産費が少ないうめや渋柿、小規模での栽培に向いているブルーベリー等の小果樹類など、新たな果樹産地を育成する。

流通体制については、施設の有効利用・安定供給体制の確立の面から、広域農協あるいはこれらの連携による県内ブランド一元化への移行を推進する一方、地産地消に対応するため、地域のニーズに合わせた少量多品目による販売を行う。

2 栽培面積その他、果実の生産目標

対象果樹の種類	平成 16 年度		平成 27 年度	
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)
うんしゅうみかん	5,190	94,600	4,500	95,000
不知火類	1,100	17,700	1,200	24,000
その他のかんきつ類	2,005	34,900	1,660	27,820
なし	641	9,750	600	11,900
もも	145	980	120	1,500
その他の落葉果樹類	4,738	8,360	4,320	11,760
その他の果樹類	3	50	20	400
合計	13,822	166,340	12,420	172,380

3 その区域の自然的経済的条件に必ず近代的な果樹園経営の指標

本県の果樹農業は、専門的果樹農家の減少により、今後の果樹産地の維持発展に困難を来すことが予想され、また、流通消費の多様化、栽培品目の転換サイクルの高速化への対応の必要が生じている。

従って、これらに対応できる多様な経営体の育成確保が必要であり、果樹専作専門農家や大規模複合経営農家を産地の主体としながら、補完的経営体として中小規模の複合経営農家群や兼業農家群等についても果樹産地における役割を明確化し、育成を推進す

る。

また、経営類型の設定に当たっては、目標所得の達成もさることながら、梅雨時期、台風時期等の気象災害リスク回避や、複数品目の導入や出荷時期の長期化等による経営リスク回避も念頭におく。

4 果樹園の整備に関する事項

果樹園の整備については、作業環境の改善による省力化や低コスト化を図るうえで、非常に重要であり、今後とも農道、園内道に併せ、果樹園の改造や果樹園のかんがい施設整備などを積極的に推進する必要がある。

特に傾斜地で栽培されるうんしゅうみかんにおける、果樹園の改植に伴う園地改良では、高品質果実を安定的に生産できる全天候型マルチ栽培園地を導入するため高うね栽培への改造を推進し、消費者ニーズに対応できる生産体制を整備する。

また、省力化の推進を図るため、スピードスプレヤー等の省力化機械を導入するため農道や園内道の整備を推進し、高品質・省力化果樹園地の整備を推進するとともに、水田等平坦地への果樹の導入を進めることで、省力化果樹園地の整備を推進する。

更に、これら基盤整備の推進に併せて、重労働のため敬遠されがちな土づくりに対し、省力化機械の導入と耕畜連携による堆肥流通を促進することで、環境と調和のとれた農業を推進する。

5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

(1) 消費地との連携強化と計画販売

本県主力のうんしゅうみかん、不知火類等については、引き続き大消費地での販売が主体となることから、大消費地の量販店等との連携を強化する。

また、販売情報を収集・分析し、生産現場に提供するなど、果樹産地自らが、需給や価格、消費者ニーズ等の動向に関する国内外の情報を的確かつ迅速に把握できる体制を整備し、これらの情報を短期的な計画的生産・出荷と長期的な産地化計画へ活用しつつ、流通関係者との交流促進等を通じて、売れる農産物づくりを進め販路拡大を図る。

(2) 共販の拡大

卸売市場法の改正や量販店の販売シェアが拡大する中、産地の価格形成力を維持・強化していくためには、販売ロットの確保が不可欠であることから、うんしゅうみかんの共販率 70% を目標に共販拡大を推進する。

(3) オリジナル化の推進

量販店の独自ブランド要求に対応するため、かんきつ類では整備の進んだ光センサー選果システムの活用を併せ、県オリジナル品種のリレー出荷体制の確立、栽培法やお出荷時期にこだわった商品づくりを進める。

また、他産地との競争に勝ち残るため、ブランド力を支える「優れた品種系統」、「栽培管理技術の徹底」、「精度の高い選別方法」、「工業製品並みの品質管理技術」など、ブランド力を維持・強化するためにやるべき事柄の確実な実行に力を入れる。

(4) 流通システムの整備とトレーサビリティ・システムへの取組

果実の鮮度や品質を保持し、出荷期間を拡大するための予措・追熟・貯蔵施設などの流通施設の整備を進める。

また、輸送方法については、物流コストや環境負荷の低減を念頭におきつつ、高鮮度、高品質な状態で供給できる多様な輸送手段の検討を進める。

また、センサー選果によって、果実の個別管理が可能なることから、今後は品質情報に加え、農家段階での栽培履歴の記帳を進めることによって、安全・安心に関する情報発信の取組を進める。

(5) 消費拡大及び輸出の推進

県産果実の消費拡大のため、「毎日くだもの 200 グラム運動」の県民への啓発を進め、平成 17 年 6 月に厚生労働省・農林水産省により作成された食事バランスガイドなどを背景に、流通業界や消費者に対し果実の持つ機能性成分・食べ方等の情報提供を推進するとともに、県内店舗での地場産品コーナーの設置や直営店・物産館等の有効な活用、新鮮でおいしい果実の学校給食への利用拡大などにより、若年層を含めた県内からの消費拡大を推進する。

なお、生食用のみでなく、カットフルーツなど幅広い用途訴求を行うとともに、新たな販売場面の提案などにより、新たな消費層の掘り起こしについても推進する。

また、近年所得向上がめざましい東アジア地域等を対象に、うんしゅうみかん、なし等について、全国組織とも連携しつつ輸出を推進する。

6 果実加工の合理化に関する方針

うんしゅうみかん果汁原料の安定確保に向けては、生産量の平準化を図るとともに、新たな長期取引契約の遵守に向けた関係機関の連携・調整を推進する。

また、安価なオレンジ果汁に対抗していくために、今後ともストレート果汁等高品質果汁製品の生産を促進するとともに、工場施設の高度化・合理化を進める。

加えて、消費者の多様なニーズに対応するため、研究機関と団体等が一体となった新商品の開発を進めつつ、うんしゅうみかんをはじめその他の果樹を含めて、地域の特色ある果実加工品の製造拡大を図る。

加工工場においては、衛生管理の高度化を図るとともに、加工残さの有効成分の抽出利用、飼料・堆肥化等への資源化による有効利用を推進する。

特にくりにおいては、加工原料の産地表示が義務化されたことと、加工メーカーが高鮮度果実の供給とロス率の軽減を要望しているため、より産地に近い場所へ加工処理施設

- 設の設置を図っている状況にある。
- そのため、産地としては、これらの状況にメーカーと連携して対応するとともに、安定した原料取引のために契約化を推進する。また、産地における新たな加工品の開発や、菓子メーカー等へ供給できる一次加工品の開発なども推進する。
- 7 広域濃密生産団地形成に関する方針
第 8 次熊本県果樹農業振興計画（前回計画）においては、県内 11 地域で策定する広域濃密生産団地形成計画において、地域ごとの自然経済的条件及び指導体制を背景に、各団地に適した果樹の産地化・生産基盤の強化等を推進することとしてきた。この度公表された国の果樹農業振興基本方針では、各産地において設置される果樹産地協議会において、自らの産地が抱える問題点を明確化し、関係者で共有することによって、10 年後の自らの産地の姿を描き、そのために実践するべき事項を定めた果樹産地構造改革計画を策定し、これに基づいて果樹産地の振興を図るよう求められている。果樹産地構造改革計画には、当該産地における担い手のあり方、振興品目、基盤整備等の方針等を定めることになっており、広域濃密生産団地計画形成計画に代わる内容と考えられるため、果樹産地構造改革計画を策定した産地については、広域濃密生産団地形成計画は策定しない。
- なお、平成 18 年度までに果樹産地構造改革計画を策定しない産地については、県地域振興局の範囲を単位とした広域濃密生産団地形成計画を策定することとする。
- 8 その他必要な事項
果樹園経営安定のための果樹共済への加入促進や経営安定対策の推進、優良品種の開発及び革新的な技術の開発等熊本オリジナル化の推進、育成者権や商標権等の知的財産権の獲得及び保護、安全・安心及び環境保全型果樹農業の推進、観光資源化を含めた多面的機能の発揮、地産地消の推進など、多方面から果樹農業を支える施策を展開する。
- 9 計画策定年月日
平成 18 年 6 月 28 日

熊本県告示第 735 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂菊南店
合志市須屋 1936-1
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 8,015 平方メートル
廃止後 0 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
平成 18 年 8 月 31 日
- 4 廃止する理由
建物売買のため
- 5 届出年月日
平成 18 年 9 月 8 日

熊本県公告第 736 号

次のとおり県有林立木を公売する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の所在及び数量
 - 1 号物件 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林山の神団地（55 年生）

すぎ	5,787 本	3,509.25 立方メートル
すぎ（切捨）	460 本	150.48 立方メートル
計	6,247 本	3,659.73 立方メートル
 - 2 号物件 主伐 球磨郡五木村紀元 2600 年記念造林下梶原団地（58 年生）

ひのき	1,214 本	596.58 立方メートル
ひのき（切捨）	63 本	13.41 立方メートル
計	1,277 本	609.99 立方メートル
 - 3 号物件 主伐（帯状皆伐） 人吉市県設模範林紅取団地（49～53 年生）

すぎ	7 本	2.74 立方メートル
ひのき	2,080 本	632.49 立方メートル
ひのき（切捨）	413 本	56.70 立方メートル
計	2,500 本	691.93 立方メートル
 - 4 号物件 間伐 菊池市県設模範林鞍岳団地（62 年生）

ひのき	843 本	304.35 立方メートル
ひのき（切捨）	119 本	17.06 立方メートル
計	962 本	321.41 立方メートル

5 号物件	間伐 (列状)	人吉市県設模範林紅取団地 (59 年生)
	すぎ	235 本 146.50 立方メートル
	ひのき	2 本 1.16 立方メートル
	すぎ (切捨)	3 本 0.62 立方メートル
	計	240 本 148.28 立方メートル
6 号物件	間伐 (列状)	水俣市県設模範林正千山団地 A (34 ~ 42 年生)
	すぎ	52 本 20.80 立方メートル
	ひのき	1,110 本 232.14 立方メートル
	すぎ (切捨)	18 本 4.33 立方メートル
	ひのき (切捨)	218 本 31.73 立方メートル
	計	1,398 本 289.00 立方メートル
7 号物件	間伐 (列状)	水俣市県設模範林正千山団地 B (41 ~ 55 年生)
	すぎ	20 本 9.24 立方メートル
	ひのき	2,058 本 456.20 立方メートル
	すぎ (切捨)	6 本 0.61 立方メートル
	ひのき (切捨)	285 本 29.84 立方メートル
	計	2,369 本 495.89 立方メートル
8 号物件	間伐 (列状)	水俣市県設模範林正千山団地 C (46 ~ 48 年生)
	すぎ	270 本 82.03 立方メートル
	ひのき	917 本 239.91 立方メートル
	すぎ (切捨)	31 本 3.00 立方メートル
	ひのき (切捨)	229 本 26.05 立方メートル
	計	1,447 本 350.99 立方メートル
9 号物件	間伐	菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地 A (66 ~ 72 年生)
	すぎ	5 本 1.93 立方メートル
	ひのき	1,216 本 434.34 立方メートル
	ひのき (切捨)	458 本 101.10 立方メートル
	計	1,679 本 537.37 立方メートル
10 号物件	間伐	菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地 B (30、72 年生)
	すぎ	1,115 本 461.29 立方メートル
	ひのき	1,437 本 423.20 立方メートル
	ひのき (切捨)	478 本 65.48 立方メートル
	計	3,030 本 949.97 立方メートル
11 号物件	間伐	阿蘇郡高森町公有林野県行造林小弾団地 (61 年生)
	すぎ	1,461 本 715.55 立方メートル
	ひのき	1,134 本 277.68 立方メートル
	すぎ (切捨)	81 本 21.42 立方メートル
	ひのき (切捨)	65 本 7.26 立方メートル
	計	2,741 本 1,021.91 立方メートル
12 号物件	間伐	阿蘇郡産山村公有林野県行造林北葛崎団地 (49 ~ 79 年生)
	すぎ	1,469 本 456.74 立方メートル
	ひのき	1,260 本 959.23 立方メートル
	計	2,729 本 1,415.97 立方メートル

2 入札参加資格

一般用材

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）に基づく木材業の登録をしている者とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成 18 年 10 月 24 日 (火曜日)

1 号物件 ~ 12 号物件 午前 10 時入札 即時開札

(2) 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 100 分の 5 以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び入札に関する注意事項等に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、平成 18 年 10 月 30 日 (月曜日) とする。

7 契約保証金

契約金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) の 100 分の 10 以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。

8 現場説明の日時及び集合場所

(1) 阿蘇郡高森町山の神団地及び小弾団地 平成 18 年 10 月 6 日 (金曜日) 午前 9 時

- 高森町「阿蘇森林組合高森支所」
- (2) 阿蘇郡産山村北葛崎団地 平成 18 年 10 月 6 日（金曜日）午後 1 時 阿蘇市「阿蘇森林組合東部支所」
- (3) 人吉市紅取団地 平成 18 年 10 月 11 日（水曜日）午前 9 時 人吉市「熊本県球磨地域振興局ロビー」
- (4) 球磨郡五木村下梶原団地 平成 18 年 10 月 11 日（水曜日）午後 1 時 相良村「大規模林道入り口」
- (5) 菊池市鞍岳団地及び真木団地 平成 18 年 10 月 12 日（木曜日）午前 9 時 菊池市「菊池森林組合」
- (6) 水俣市正千山団地 平成 18 年 10 月 13 日（金曜日）午前 9 時 水俣市「水俣市役所玄関前」

9 注意事項

- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）及び熊本県国有林立木等売払代金の延納に関する規則（昭和 32 年熊本県規則第 51 号）並びに熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年 7 月 1 日告示第 420 号）を承知のうえ入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札当日は、一般用材に係る応札者は木材登録証を持参すること。
- (5) 詳細については、熊本県農林水産部森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第 737 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 天草市太田町 8 番地の 7
- 2 築造者の氏名 野上産業株式会社
- 3 道路の位置 天草市亀場町亀川字新涯 1634 番 1、1653 番 10 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 59.40 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 9 月 20 日
- 7 指定番号 天草企調第 9 号

訓 令

熊本県訓令第 48 号

熊本県公営企業管理規程第 11 号

熊本県教育委員会訓令第 15 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局 庁
教 育

熊本県総合エネルギー調査会議設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県総合エネルギー調査会議設置規程を廃止する訓令

熊本県総合エネルギー調査会議設置規程（昭和 57 年熊本県訓令第 32 号、昭和 57 年熊本県公営企業管理規程第 7 号、昭和 57 年熊本県教育委員会訓令第 8 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 10 月 4 日から施行する。

登載依頼

熊本県監査委員公告第 14 号

熊本県知事から、平成 17 年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

平成17年度包括外部監査結果等に係る措置状況

○旅費の監査

1. 旅費関係規定に関する監査

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	公用船を使用した時の旅行諸費について	人事課	意見	<p>・公用船の場合の通信手段は携帯電話などではなく、公用船の無線によることから、旅行諸費を支給する意味があるのかが疑問。</p>	<p>・旅行諸費は、通信連絡費及び諸雑費で構成しているが、旅費の支給に当たって、個々の旅行毎に具体の費用を精算することは、実務上困難であることから、従来から、1日当たりの標準となる額を定め、旅行形態等に応じて割り落としを行っているところ。</p> <p>・公用船を使用する場合の旅行諸費は、公用車を利用する場合との均衝から、現行の旅行諸費の規定額2,200円を1/8(275円)に割り落とし支給している。</p>
2	県外事務所の日額旅費について	人事課	意見	<p>・現行の日額旅費規程では、頻繁に出張を行わない事務職員も日額旅費の支給対象となっており、検討が必要。</p>	<p>・当該規程(「日額旅費支給規程」)の前提となる「熊本県職員等の旅費に関する条例」第26条第1項において、日額旅費を支給できる職員を「その職務の性質上、常時出張を必要とする職員」に限定している。</p> <p>・具体的には、常時出張を行わない職員に対しては普通旅費を支給する、又は所属が購入するクレジットカードを使用させており、担当業務の内容に応じて日額旅費の対象職員を限定して運用している。</p>
3	福岡出張の旅費について	人事課	意見	<p>・福岡出張の場合、JR往回数券だと割安になるので、計画的に回数券等の利用を検討すべき。また、より安価な高速バスを経路に採用することも検討すべき。</p>	<p>・JR及び高速バスの運賃、時間、便数等に加え職員の利用実態等を十分勘察し、より経済的かつ合理的な経路の設定等に努める。</p>
4	復命書について	人事課	意見	<p>・日帰り出張であるからといって機械的に復命書の作成を省略することなく、必要に応じて作成するよう、指導が必要。</p>	<p>・出張の復命については、これまでも職員服務規程に基づき、出張が日帰りであっても、必要に応じて書面により復命を行っているところ。</p> <p>・平成9年4月の総務部長通知は、出張の適正化の観点から宿泊を伴う旅費命令に限り、日帰り出張に係る復命書の作成を機械的に省略できるものではない。</p> <p>・当該総務部長通知については、平成18年4月25日開催の平成18年度諸手当・旅費事務担当者研修会で周知徹底を図った。</p>
5	出張日数について	人事課	意見	<p>・平成16年11月5日の東京出張について、1泊2日の出張になっているが、福岡空港を利用することにより「日帰り出張」に変更できた。総務部長通知の内容の周知徹底を図る必要がある。</p>	<p>・出張日数については、基本的には短縮を図っていく必要があるが、具体の旅行命令を発するに当たっては、公務能率や旅費節約の他、職員の心身の負担等も考慮する必要がある。一律に日帰りを強いることが困難な場合もある。</p> <p>・なお、昭和54年12月17日付の総務部長通知については、平成18年4月25日開催の平成18年度諸手当・旅費事務担当者研修会で周知徹底を図った。</p>

No	件 名	所管課	区分	内 容	改善措置
6	旅行が出張命令通り行われたか についての事実の確認	人事課	意見	<p>・旅行の事実を確認するため、日帰り出張の場合で研修資料等の配布がある場合は当該資料を、宿泊出張の場合は、宿泊ホテルや施設からの領収書や宿泊証明書を収集するよう検討が必要。</p>	<p>・外部証拠による事実確認については、行政事務簡素化の観点から、行わないこととしている。 なお、旅行事実の確認について、平成17年9月の庶務事務システムへの導入を機に、これまで宿泊を伴う出張を行う場合にのみ義務付けていた旅行完了報告書の提出を日帰り出張についても義務化した。</p>
7	旅費の支払期限について	人事課	意見	<p>・現行の熊本県職員等の旅費に関する条例及び条例施行規則等の規定には、旅費の支払期限についての定めはない。旅行終了後すみやかに旅費の支払を行う旨の規定を検討すべき。</p>	<p>・旅費の支払については、必要に応じて、旅行開始前に概算払により支給しており、また、旅費を精算払で支給する場合には、職員から必要書類等の提出があった場合は速やかに支給を行ってきたところ。 また、国及び九州各県ともに旅費の支払期限等を定めている例はなく、現時点で規定を整備することは考えていない。</p>

○旅費の監査
2. コスト意識に関する監査

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	3名以上の出張の取扱いについて	人事課	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・3名以上の出張について、命令同書及び旅行命令簿に特別の事情の記載のあるものは、照合した範囲では見あたらない。特別の事情の内容及び検討結果を書類に残すよう指導すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年9月10日付けの総務部長通達については、平成18年4月25日開催の諸手当及び旅費事務担当者研修会において、その趣旨等について周知徹底を図った。特別の事情の内容等の命令同簿等への記載については、今後、担当者研修会等を通じて徹底させる。
2	航空機利用時の運賃の選択について	人事課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・東京や大阪等への飛行機を利用しての旅行では、バックによる利用はあまり見られなかった。また、特割等の割引航空券の利用はほとんどなかった。 ・旅行者レベルでの判断だけでなく、県全体での経費節減での観点でのバックの利用を推進すべき。 ・現在航空運賃の水増しは、既存大手のA社、B社と新規参入のCC社とは、大きく違っている。しかし、C社の利用率は2%となっている。コストの面から割安な運賃を利用すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、担当者研修会等を通じて、職員のコスト意識の向上に努める。
3	旅費の効果及び効率の評価制度について	人事課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費支出の目的と目標を明確にしつつ、旅費支出の効果、効率を評価する制度が必要である。県政の効果及び効率に関する分析結果とその結果が翌期の予算に対して反映されるようすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費支出の前提となる出張等については、これまでも、昭和50年9月10日付けの総務部長通達等に基づき各部署において必要性の検討を行い、毎年度の予算編成過程等を通じて具体的見直しを行ってきたところ。 ・今後とも、職員の出張の適正化を図り、旅費の効果的・効率的な執行に努める。

○旅費の監査
3. 事務処理に関する監査

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	旅費制度の取扱いについて	漁業取締事務所	結果	<p>・漁業取締事務所の旅行命令立案日はすべて出張開始日と同一天となっている。日付の記入は現実に即して行うべきである。また、旅行命令書の立案日以前に支命令書が作成されているものもあり、実際そうなら不適切な処理である。また、旅行代理店の領収証日付が旅行命令書の日付以前であるケースもある。決裁前の購入であり手続として不適切である。これ以外にも旅行命令書に、起案者の印鑑が押印されていないケースや起案者が旅行者本人であるケースがあり、また、航空賃確認済の記入も徹底されていない。</p> <p>・旅費制度の手続に関して、何故手続が定められているかの趣旨を理解することが必要であり、そのための研修もすべきである。</p>	<p>・漁業取締事務所(宇城市三角町)と天草市牛深の取締船「あそ」が職員の勤務公署となっており、全般の事務処理は宇城市三角町の漁業取締事務所で行っている。</p> <p>・変則勤務体制で職員が一意に会することが困難であるが、監査実施後、庶務、各船長、機関長会議を実施し、指摘事項の内容を議題に再発防止について協議を行った。</p> <p>・特に天草市牛深が勤務公署となる「あそ」については、取締事務所から遠隔地に所在するため、決裁等事務処理上の困難も生じるが、指摘のあった事項について、所属職員に対して適正な旅行手続を行うよう指導を徹底した。</p> <p>・なお、平成17年9月1日以降庶務事務システム導入後の今日は、翌週分の旅行命令令同一を金曜日までに入力、処理することとしたため、旅行命令立案日と出張開始日が同一となることはなくなった。</p>
2	旅行命令簿の取扱いについて	少子化対策課	意見	<p>・熊本県主任児童委員研修会について、総勢250名程度さまざまな地域から出席するが、同じ研修会であっても研修者の出発地域が異なるなどの理由により一人一人に対して旅行命令簿が作成されている。効率性の観点から、別紙を作成するなどして事務の効率化を図るのが望ましい。</p>	<p>・今後は、左記意見に従いより効率的な事務処理を図りたい。</p>

○旅費の監査

4 旅費制度の内部統制システムに関する監査

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	旅行諸費の二重支給について	人事課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 旅費の計算はシステム化されており、出発地、目的地、公用車の使用の有無などを入力すれば自動的に計算されるシステムになっている。非常に便利なシステムであるが、その結果チェック漏れがあり、同じ日に同じ者に対して2回旅行諸費を支給しているケースが数件見られた。 宿泊を伴う旅行の場合の旅行完了報告書の提出及び文書による復命は義務化されているが、監査対象サンプルのうち提出されていないケースが数件見受けられる。 宿泊旅行に限り、復命書等の提出後に旅費を支給することと日帰旅行で取扱いが異なることとなるが、検討の価値があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年9月1日以降の旅費については、庶務事務システムの導入により旅行諸費を自動的に調整して支給している。これにより、同日、同人の旅行に対し、旅行諸費を二重に支給することはなくなっている。 なお、監査で指摘のあった旅行諸費の二重支給分については、返納処理を行った。 旅行完了報告書については、庶務事務システムの導入を機に、旅行命令上の宿泊の有無にかかわらず、提出を義務化した。システム内において旅行完了報告書の提出処理をしなければ、旅費支給ができないようになったため、旅行完了報告書の提出漏れはなくなった。 なお、当該旅行完了報告書の提出以外に旅費支給の要件として復命書の提出を義務づけることについて、旅費が、旅行の事実に対する実費弁償的な性格が強いことなどから、必ずしも適当ではないと考える。
2	旅行完了報告書、復命書の提出について	人事課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 搭乗半券の記号と領収証の照合を、熊本ー東京往復について行ったところ450サンプル中1件だけ不一致であった。継続的、組織的な不正請求ではないが、代理店の間違いもありえるため半券の記号と領収証のチェックを事務担当者でも行うルールを取り入れるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 航空搭乗半券の半券による実費額の確認については、平成18年4月25日開催の諸手当及び旅費事務担当者研修会において、周知徹底を図った。
3	航空機搭乗半券の半券のチェックについて	人事課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止の観点でも、新幹線利用の場合は不正防止の観点から領収証の提出を要するよう改善すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止の観点から新幹線を利用する場合に領収書等を提出させることについて、新幹線利用の場合は、航空機利用の場合と違って、利用の証拠となる航空搭乗半券の半券等がなく、また、乗車券等の購入に当たって自動販売機の利用など領収書等が容易に入手できないケースもあるなど、いたずらに旅行者や事務担当者の手数を増加させるおそれもあり、慎重な検討が必要と考える。
4	新幹線利用時の領収証添付について	人事課	意見		

No	件 名	所管課	区分	内 容	改善措置
5	旅費支払事務について	福祉総合相 談所	意見	<p>・福祉総合相談所は、旅費の支払事務は熊本土木事務所で行っている。書類の受渡について特に送達簿、受渡簿等への記入はなされていない。書類の受渡については、書類名、受渡日、相手の受領印、枚数等を記入した送達簿を作成して紛失を防止し、紛失時の責任を明確にすべきである。</p>	<p>・旅費の支払事務については、旅費の支払に限らず、通常担当部署で支命令等を作成し、担当課が当該支命令等の関係書類を出納担当部署に持ち込み、そこで具体の支払事務を行っている。</p> <p>出納担当部署においては、限られた人員の中で常時相当数の支払事務を処理しており、出納担当部署の執務室内での書類の管理を除き、関係書類の運搬等を含めて基本的には担当部署がその管理について責任を持つ。</p> <p>今後とも関係書類等の紛失防止のため、書類管理（執務室内の書類管理、書類運搬の方法等）の改善に努める。</p> <p>なお、関係書類の受渡等に係る送達簿等の整備については、業務効率等の観点から慎重に検討する必要があると考える。</p>

平成17年度包括外部監査結果等に係る措置状況

○使用料及び手数料の徴収事務に対する監査

1 県立劇場使用料

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	現金出納簿の記帳について	文化企画課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 使用料窓口分、平成17年3月29日及び3月30日分合計86,770円は、熊本県に4月1日に振込納付されているが、現金出納簿では、即日振込されたように記帳されているので、実態に即した処理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年10月4日の外部監査実施後、直ちに現金出納簿の修正を行った。また、併せて、現金出納システムを点検し、適正な処理ができるよう改善した。
2	付属設備使用料の請求について	文化企画課	意見	<ul style="list-style-type: none"> 付属設備の使用料については、公演の後精算し請求することとなるが、使用日から請求日まで3~4日要している案件が見受けられる。なるべく速やかな請求書発送が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 付属設備の使用確認を速やかに行うとともに、組織の見直しに合わせ、代決制度を整備し、事務処理の迅速化を図った。
3	駐車場対策について	文化企画課	意見	<ul style="list-style-type: none"> 県立劇場における公演や催事が行われるときには、駐車場の収容能力が不足しているため、周辺道路の混雑を招いている。今後劇場の一層の活用を図るためには、根本的な駐車場対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場対策については、駐車場の拡張・立体化等は財政事情等困難な状況にあり、公共交通機関での利用を呼びかける等行っているところだが、道路管理者等関係機関と連携し、引き続き混雑解消の方策を検討していく。

2 総合福祉センター使用料

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	会議室使用料の料金設定について	健康福祉政策課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 会議室等使用料について、熊本県総合福祉センター条例に規定する全日と午前・午後との料金の差はないか、もしあるとすれば差額が会議室等で同一金額となるよう料金設定をすべきである。ただし、平成18年度以降、指定管理者制度の導入があれば、上記の問題は解決されると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から同施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者において、施設の会議室等の使用料(利用料金)を見直し、「午前・午後-100円」=「全日」に統一した。
2	納入指定日の明確化について	健康福祉政策課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月31日までの請求書発行で、未納分が、6件28,470円あった。センター条例施行規則第5条では、上記使用料の納入は知事が指定する日までにしなければならないとし、実務運営上は指定日を使用日と読み替えているとのことである。指定日を使用日とする規定を定めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から同施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、施設の会議室等の使用料(利用料金)は、指定管理者の収入(利用料金の導入)とした。 なお、使用料(利用料金)の納入日を申請日とするとして、指定管理者が利用規程として定め、利用者に周知している。
3	使用取消届出書の取扱いについて	健康福祉政策課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 使用許可申請をした者が、その後使用の取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに使用取消届出書を知事に提出しなければならないとしているが、現在使用取消届出書の提出に替えて使用許可申請書が廃棄されているので適切に処理されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から同施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、施設の会議室等の使用許可を指定管理者が行うこととした。 なお、会議室等の使用の取り消しについては、利用規程に手続きを盛り込み、使用取消届出書を提出させることとした。

4	領収証発行者の記載について	健康福祉政策課	結果	<p>・会館使用料の領収証は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会となっているが、熊本県運営受託者の明記がなくなるといふか、検討が必要。ただし、平成18年度以降指定管理者制度及び利用料金制が導入されれば、上記の問題は解決されると考える。</p>	<p>・平成18年4月1日から同施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、施設の会議室等の使用料(利用料金)は、指定管理者の収入(利用料金)の導入とし、領収書は、指定管理者名で発行している。</p>
---	---------------	---------	----	--	--

3 こども総合療育センター使用料

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	収入調定について	障害者支援給室	結果	<p>・自己負担金の未収入分について入金時に請求書兼領収証を発行しており、収入調定もその時点で行われている。本来、退院時及び月末に収入調定し、未収入金台帳にて管理すべきである。</p>	<p>・自己負担金については退院時に未収入金を含めて収入調定を行い、未収入金については、別途納入通知書を発行することとした。なお、未収入金が発生した場合は、財務オンラインシステムで定期的に出力される未納者一覧表により管理を行っている。</p>

4 公共育成牧場使用料

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	徴収委託契約について	畜産課	結果	<p>・本来県の公共育成牧場使用料の収入未済額、不納欠損額として計上されるべき金額が、委託先の(財)農業公社の負担となる結果となっている。原因となっている農協からの回収時期と県への支払時期の逆転をなくすよう県への支払日の変更の検討を要する。なお、公共育成牧場使用料については平成18年度より指定管理者制度の導入が予定されているため上記の問題点は解決される見込である。</p>	<p>・平成17年7月1日の「熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例」の改正及び平成18年4月1日から公共育成牧場の指定管理者として農業公社を指定したことにより、県が徴収していた「使用料」は「利用料金」として農業公社が収受できるようになり、県への支払義務がなくなること、問題点が解決された。</p>

5 漁港施設使用料

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	滞留未収金について	漁港漁場整備課	意見	<p>・漁港課の滞留未収金に対する対応が少し遅れているが、過年度分の回収額は16年度で、2,121千円あり、また17年度においても、17年9月28日現在1,416千円の回収があり、16年度に入ってから回収対策及び回収努力は評価出来るものである。一部の案件については、回収困難であり長期化が予想されるが、大部分については回収可能性は問題ないと考える。今後は、債権の回収に遅れが生じた場合、早急に対応すべきと考える。</p>	<p>・未収金対策方針に基づき、未収金が発生した場合については督促状の発送、発送後3ヶ月払込みがない場合は、訪問、文書等により払込み意思を確認して個別対応方針を決めて対応することとしている。 ・平成17年度は3,797千円の未収金を回収した。 ・未収先5件のうち自主的払込みが続いている1件を除き4件から分納誓約書を徴収し分納計画に基づき払込みを指導している。 ・なお、分納誓約書徴収先4件のうち1件については水産加工の経営状況が悪く分納計画の記載ができないう状況のため、質産等の調査を実施し滞納処分を視野に入れた債権回収の交渉を行うこととしている。</p>

6 水利使用料

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	流水占用料の減免について	河川課	意見	<p>・減免額算出の為の規定が設けられていない為チツン(株)の減免の計算については、昭和54年度から昭和58年度までに用いられた方法で現在迄行っている。慣習によるのではなく、規定を設けて規定に基づいて減免額の算出を行うべきである。</p>	<p>・チツン(株)の流水占用料について、平成16年度まで減額措置を行っていたが、平成17年度からは、企業業績向上のため、減額を行わないことに決めたところ。なお、今後減免措置を行うようなことが発生した場合、減免額の算出方法について規定を設けるように対応していきたい。</p>

7 土石採取料

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	収入未済額について	河川課	意見	<p>・現在、土石採取許可の条件に財産内容調査は義務づけられていないが、許可の条件として財務諸表の提出を求め、業者の財産内容を審査し将来土石採取料の回収に滞納が発生するか否かを検討し、滞納のおそれがあるものについては許可をしない等検討のうえ許可を行う必要があるものと思われる。</p>	<p>・現在、当県においては許認可業務において財務状況の悪化を理由とする不許可の決定は行っており、また、財務内容を審査の要件とすることは適当でないと考えられる。将来的に滞納が発生するかどうかを未然に判断することは困難であるので、今後も確実に土石採取料を回収できるように努めていく。</p>

8 県営住宅使用料

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	証憑の保管整備について	住宅課	結果	<p>・平成14年度の県営住宅使用料に関して、最終の収入調定書が保管されていないため、使用料収入調定合計表の収入調定額と収入計算明細表及び歳入整理表の収入調定額が82,000円不一致となっている。出納閉鎖時点での収入調定書を含めた証憑の保管整備を徹底する必要がある。</p>	<p>・監査時提出できなかった平成14年度最終の収入調定書について、現在は調定書を確認しており、調定額も一致している。 ・証憑の保管を徹底するため、現存するファイル等について見出しラベルの貼付点検等を行い、貼付していないものについては、貼付を行った。</p>
2	収入申告の未提出者について	住宅課	結果	<p>・県営住宅使用料算定の基礎となる収入申告等の未提出者があり、収入超過者・高額所得者等に適宜適切な措置を講ずるためにも収入申告の未提出者を少なくするよう努める必要がある。</p>	<p>・監査結果を受けて次のとおり取り組みを強化した。 ①徴収嘱託員による未提出者宅訪問指導、不在者には催促文書の差し置き。 ②新年度にもなってもなお未提出者である者に対し、臨戸訪問による提出催告及び手続用様式文書(薄赤色)の配布。 ③今年度の収入申告時、「申告は義務である」旨強調した「しおり」・通知文・封筒等を作成し発送する等、周知徹底に努めている。</p>

3	連帯保証人について	住宅課	結果	<p>・連帯保証人に関しては、県営住宅管理規則に基づき十分な運用がなされていない。連帯保証人の制度を設ける以上、連帯保証人に対する意思の確認、債務履行能力の確認及び連帯保証人の現況は定期的に把握し、入居者本人からの徴収が困難な場合には可能な限り連帯保証人からの回収に努める必要がある。</p>	<p>①指定管理者作成の広報誌及び住宅課作成の「住まいのおりへ」連帯保証人の変更等が発生した場合の届け出の義務について記載することとした。 ②徴収嘱託職員が訪問している滞納者のうち、滞納額が減少しない者等については随時嘱託職員より保証人へ電話、面接等により催告を行うこととした。</p>
4	賃料算定について	住宅課	意見	<p>・県営住宅使用料(家賃)算定に利用される近傍同種家賃は実質的には民間業者の家賃に比べ低く設定されているため、公営住宅法で規定しているように収入超過者等の家賃をその近傍同種家賃を上限として徴収することは低所得者で入居を希望する利用者にとつて不合理であり、少なくとも民間と同等の賃料を徴収できるよう国に働きかけ改める努力が必要である。</p>	<p>・民間と同等の賃料を徴収することは、県の裁量では認められていない。(現行法では近傍同種家賃を超えて賃料を徴収することはできない。事業主体の判断で設定することは不可。)よって、近傍同種家賃の算出方法を変更するよう国へ働きかけを行ってきたい。</p>
5	収入超過者への対応について	住宅課	意見	<p>・過去3か年間でも収入超過者(高額所得者含む)及び収入超過者等を含む可能性のある無申告者は年々減少しているものの依然として1,000名を超えており、退去者が余り出ないことから、低所得者で入居を希望している人がなかなか入居できない状況が継続しているものと推測される。抜本的に収入超過者等に対して対策を講じて行く必要がある。</p>	<p>・現在次のとおり対応を行っている。 ① 高額所得者・・・法に基づき明け渡し請求を行っている。 ② 収入超過者・・・現行法で可能な事に取り組んでいく。(明渡への協力依頼及び公的賃貸住宅情報提供等)抜本的な対策は、法改正がない限り困難である。 また、収入未申告者については、前出のNo2の監査結果に対する改善措置により、収入申告の提出を求め、収入超過者と認定された者については上記①、②の対応をとっているところである。 なお、平成18年度当初の収入超過者及び収入超過者等を含む可能性のある未申告者は880名に減少している。</p>
6	収入未済額について	住宅課	意見	<p>・入居者の収入未済額が年々増加している。各年度の現年分の収入未済額に対する収入未済額の比率を見ても、平成14年度は4.2%、平成15年度は4.5%、平成16年度は4.8%と年々収入未済の比率が高くなってきており、毎月督促を行うだけではなく入居者を訪問するなどして早めの対策を講じ滞留が生じないよう努める必要がある。</p>	<p>・現在でも、督促を行うだけではなく、滞納者徴収嘱託員が毎月1回以上入居者を訪問して徴収及び督促を行い、早めの対策を講じているところである。なお、平成17年度の収入未済額は前年度比570万円余減少し、現年分の収入未済額の比率についても3.7%と前年度比1.1ポイント改善した。</p>

7	滞納者一覧表の活用について	住宅課	意見	<p>・出納閉鎖(5月末)時点での収入未済額の滞納者一覧表が残されていない。また、電算のシステムにて滞納一覧が団地毎に滞納者別に出力されているが、滞納額の管理には現状では活用されていない。庫の債権債務を確定させた出納閉鎖時点での収入未済額一覧表は債権管理上不可欠な資料であり、今後は出納閉鎖時点での収入未済額の一覧表を打ち出し保管することが必要である。</p>	<p>・監査意見をを受けて、今年度は出納閉鎖時点での収入未済額の一覧表を打ち出し保管している。</p>
8	過去滞納者に対する徴収について	住宅課	意見	<p>・過去滞納者に対する滞納額の回収状況は好ましくない。過去滞納者については長期化すればするほど回収が困難となることから、早期の法的処置等を講じよう努める必要がある。</p>	<p>・過去滞納者については、公簿調査による所在調査、所在判明者に対しては訪問調査、納入指導・徴収、文書による催告の実施、保証人に対する納入指導及び催告を行っている。また、監査意見をを受けて平成18年度より特別強化対策において過去滞納者も含め、随時徴収を行う等して徴収を強化した。 ・過去滞納者に対する差押え等の法的措置については、必要に応じて今後検討していきたい。</p>
9	事務処理の簡素化について	住宅課	意見	<p>・外部委託費削減を目的とし平成17年度より新しいシステムでの県営住宅使用料の管理が行われているが、従来の情報企画課での一括処理のシステムに比べ事務手間が増加していることである。今後新システムの改良等を行い、事務処理を簡素化し手作業を少なくして事務作業が削減できるよう努める必要がある。</p>	<p>・平成17年度より新システムを稼働させているが、事務コストについてはシステム導入前の年間800万円からシステム導入後はシステム導入時の1千万円以外は年間50万円の保守料、年間約50万円の回線使用料のみで大幅にコストダウンがなされている。 ・導入後1年間を経て改善点の見直しを行い、事務処理を簡素化するため、督促状等出力のシステム改良を行った。これにより、出力から発送までの時間短縮が可能となった。</p>
10	入居の確認について	住宅課	意見	<p>・県営住宅管理人からの入居の確認情報を確実に入手し、所定の書類を数年に渡り提出していない入居者に関して徴収員を訪問させるなどして入居の確認を行うことが必要である。</p>	<p>・不正入居者の情報等については、徴収嘱託員及び管理者等から随時入手し、同居承認の手続きを指導する等適切な処置を講じているところである。今後も継続し入居の確認を適宜行っていく。</p>

件名	所管課	区分	内 容	改善措置
9 食品衛生関係手数料 1 証紙消印記録簿の記載について	健康危機管理課	意見	<p>証紙消印記録簿の申請書整理番号欄に記入洩れや、逆に別の手数料番号の記入が見受けられる。又、検印、係印の洩れも見受けられる。証紙消印記録簿は取扱いが形式的になっており実質的には電算出力の経過等一覧表によって、申請書及び証紙の管理がなされている。このため上記のような処理が行われている。証紙消印記録簿の省略も含めて検討を要する。</p>	<p>証紙消印記録簿への必要事項の記載は、県収入証紙規則第5条第2項に規定されているため、申請書整理番号等を担当者が毎日記載押印し、担当課長が内容確認のうえ検印するよう改善した。 ・許認可事務の電算化に伴う証紙消印記録簿の省略については、県収入証紙規則を所管する会計課に照会したところ、「規則改正を検討することとしているが、規則改正までの間は、手書きにより証紙消印記録簿に記載すること」との回答を得ている。</p>

件名	所管課	区分	内 容	改善措置
10 乳肉衛生関係手数料 1 検査申請書の提出及び手数料納付の時期について	健康危機管理課	結果	<p>検査申請書の提出及び、手数料の納付は、本来検査前に行われるべきであるが、と畜検査手数料に関しては牛の手数料が体重によって異なっているという理由で、例能本畜産流通センター経由で数日分まとめて後日提出及び納付されている。原則的に申請書の提出及び納付は検査前に行うこととし、牛の体重が300キログラム前後の場合だけ体重測定後に提出する等の工夫をすべきである。</p>	<p>産業動物である牛・豚は市場相場の影響により出荷が調整されることから、と畜頭数が流動的となり、検査前に申請書(手数料納付)が提出されても頭数の増減がされた場合、変更事務手続きが複雑になることから、体重による手数料が異なる幼子牛を含め、これまでに数日分まとめて提出されていたが、当日中に処理するように改めた。</p>
2 証紙消印記録簿の活用方法について	健康危機管理課	意見	<p>証紙消印記録簿(手書)は、パソコン出力の証紙消印記録簿から転記しており、形式的である。なお、17年9月より手書分は廃止されている。ただし、パソコン出力分には検印、係印がないため申請書の承認印で代用できるかどうか検討を要する。</p>	<p>証紙消印記録簿への必要事項の記載は、県収入証紙規則第5条第2項に規定されているため、担当者が毎日記載押印し、検印を受けるよう改善した。 ・許認可事務の電算化に伴う証紙消印記録簿の省略については、県収入証紙規則を所管する会計課に照会したところ、「規則改正を検討することとしているが、規則改正までの間は、手書きにより証紙消印記録簿に記載すること」との回答を得ている。</p>

件名	所管課	区分	内 容	改善措置
11 食鳥関係手数料 1 検査申請書の提出及び手数料納付の時期について	健康危機管理課	結果	<p>検査申請書の提出及び納付が検査後となっている。改善を要する。</p>	<p>食鳥については搬送時における死亡率が高く、また検査羽数が多いことから、検査ライン上にバーコードカウンターを設置し検査羽数の確認を行っており、検査前に申請書(手数料の納付)の提出は困難であるが、申請書(手数料の納付)については検査員が当日中に検査所へ持ち帰って処理するように改善した。</p>

12 家畜伝染病検査手数料

件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1 死亡牛BSE検査申込書ファイルについて	畜産課	意見	死亡牛BSE検査申込書ファイルに受付番号の欠番が見られた。監査実施日中に欠番の理由は判明した。欠番の生じない番号の付け方に改善すべきである。	死亡牛BSE検査申込ファイルの受付番号を収入証紙消印記録とリンクさせていたため欠番が生じていた。平成18年度から別々に番号を付して欠番が生じないようにした。

13 工業技術センター手数料

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	工業技術センター手数料の受付票の住所及び収入証紙について	産業支援課	結果	平成16年10月1日～10月10日迄の期間の申込件数85件のうち、申込会社以外の法人の住所及び法人名が住所欄に記入されている受付票が48件あり、そのうち当該申込法人以外の法人が収入証紙を貼付した受付票が30件あり、又、収入証紙の貼付も当然申込法人が行うべきである。	平成18年度から受付票には、申込法人名を記入し、収入証紙の貼付も申込本人が行うこととした。
2	収入証紙の点検について	産業支援課	結果	平成16年10月1日より10月31日迄の工業技術センター手数料281件のうち88件については受付票に点検者(主幹)の印鑑の押印がなかった。手数料収入事務は担当者の事務誤りの有無をチェックする為、主幹が収入証紙の貼付及収入証紙の消印の点検を行うことが決められており、手数料収入を滞れなく徴収する為に点検を決められた通りに行うべきである。	平成16年度だけは、主幹が病気のため休みがちであり、事務次長兼企画調整課長が実質的に主幹の業務を兼任していた。事務次長の他に所長、技術次長が点検しており内部チェック体制はとられていた。平成17年度は、人事異動により主幹が交替しており、上記のチェック体制に加え、主幹も点検を行っていた。 平成18年度は、主幹が配属されていないため事務次長もしくは庶務を担当している参事が必ず点検し、たとえ不在の場合があっても後間により確認を行い、さらに所長、技術次長も点検を行っている。

14 屋外広告物許可申請手数料

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	設置後の現場検査について	都市計画課	結果	申請後に設置された屋外広告物の現場検査が実施されていない。手数料の算定根拠として、手数料事務所要経費の中に現場検査費用も加算されているので、設置後の屋外広告物の現場検査を実施すべきである。	申請物件について、設置位置等状況確認は以前から実施しており、申請内容と異なる広告物5件について、指導を行った。 また、本課において実施した担当係長会議(平成18年4月21日開催)及び担当者研修会(同年5月19日開催)において手数料の算定根拠について説明し、設置後の現場検査を行い、申請内容と違いないか確認を行うよう指導した。

15 建築確認申請手数料

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	収入証紙の過納付について	建築課	結果	<p>・収入証紙過納付の場合に、還付の手続がとられず、還付棄権の処理を納付者に依頼している。消印前であれば収入証紙の買戻し及び交換が、又消印後であれば過入金による返金処理がとられるべきである。消印後の買戻し及び交換ができないことから担当者が誤解しているようであり、処理方法を周知徹底すべきである。</p>	<p>・平成18年6月1日付け建第381号で各地域振興局土木部長宛「収入証紙過納付処理の徹底について」により通知し、周知を図った。</p>
2	未完了物件の管理について	建築課	意見	<p>・建築確認申請後、完了予定日迄に完了検査申請が出されていない物件が平成17年7月7日現在のリスト確認申請と完了検査申請とで受付番号が一致していないため、未完了のままになっているものや計画中止物件等が含まれている。未完了物件リストの定期的なチェック及び完了検査申請時の確認申請との突合せの徹底等管理方法の見直しを要する。</p>	<p>・未完了物件(完了予定日を経過して完了検査未申請の物件)の把握については完了検査率向上の観点から不可欠であり、定期的にチェックを行うよう各地域振興局に指示してきたところであるが、一部不徹底であることが判明したので、未完了物件に対する定期的な調査実施等について、平成18年7月10日開催の担当課長会議で改めて注意喚起を行った。</p>

16 宅地建物取引主任者試験登録手数料

No	件名	所管課	区分	概要	改善措置
1	宅地建物取引業者免許申請書の保管について	建築課	意見	<p>・閲覧後の返却については担当者が確認をしているが現状では申請書の保管状況について照合を行っていない為、今後検査日を年に何回か定めて、保管状況の照合をする必要がある。</p>	<p>・年2回の確認作業を行うこととし、平成18年5月30日に第1回目の確認作業を実施した。</p>
2	科目名について	建築課	意見	<p>・宅地建物取引主任者試験登録手数料という科目名になっているが、上記以外にも宅地建物取引業免許申請手数料も含まれている。科目名について第三者にもわかるように検討する必要がある。</p>	<p>・関係課(会計課、財政課)と協議。平成19年度予算からの科目名変更を行う。</p>

1.7 建設業許可申請手数料

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	変更届出書の提出について	監理課	結果	<p>合併市町村の場合における⑤営業所の所在地、郵便番号、電話番号の変更 ⑥経営管理責任者の変更 ⑦専任技術者の変更 ⑧国家資格者・監査技術者の変更 については担当者が情報が入手が可能であるため変更届の提出がなされている。その他の変更については、情報が入手できないため変更届が提出されているかどうかについて把握がなされていない。建設業法で変更のときは変更届の提出が義務づけられているわけであり、確実に提出するように指導の徹底をすべきである。</p>	<p>許可業者が約7,500者あり、県が変更届の未提出をすべて把握し、提出を要請することは困難なことから、以下のとおり許可業者に対する提出義務の周知に力を入れたこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請の際に、代表者に対し建設業法の留意点と併せて変更届の提出義務について説明を行っており、さらに徹底するよう担当者間で確認した。 ・更新や業種追加等の各種申請の際にも、申請書裏面に記載の「建設業者の心得」(変更届一覽等が記載されている)を一読するよう業者に求めることとした。 ・年度末に建設業者を対象に説明会を開催しており、変更届の提出についても周知した。 ・毎年度度提出義務のある営業年度終了の変更届(財務諸表等決算関係書類)については、定期的に確認し、未提出の場合は提出を指導することとした。
2	書類等の徴集について	監理課	結果	<p>建設業許可申請書16年度のうち新規分10件、更新分9件、業追分7件をピックアップし、申請書と関係書類を照合した結果、収入証紙の割印切れ1件、商業登記簿謄本1件の徴集漏れがあった。徴集もれや割印もれがないように注意すべきである。</p>	<p>2次チェック後に閲覧用ファイルに収納していたが、収納の際に許可総括担当者が再度確認をすることとした。</p>
3	建設業許可申請書の保管について	監理課	意見	<p>照合調べがなされていないため紛失の場合には把握ができない状態である。年に何回か検査日を設けて紛失防止の為申請書とリストの照合を行うべきである。</p>	<p>平成18年8月から毎月半日の検査日を設けて、申請書とリストの照合を行っていく。</p>

18 建設業経営事項審査手数料

件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1 収入証紙の過貼付の取扱いについて	監理課	結果	<p>・平成16年度4件の過ちよう付のうち2件について申請書の余白に納付者の認印が洩れていた。今後は取扱について周知徹底をはかり、納付者の認印の押印もれがないように注意されたい。</p>	<p>・今年度の経営事項審査が始まる前に係員全員に周知徹底をはかった。</p>
2 財務諸表の審査制度の妥当性について	監理課	意見	<p>・審査の実効性をあげ、熊本県建設産業振興プランの成果をあげるために、県が今後検討すべき課題 (イ)異常点の事前抽出 経営事項審査を実施する際、事前に各業者から変更届として財務諸表の提出がなされている。実質的な審査を実施する前に財務諸表の期間比較を行い増減を把握するとともに、財務分析指標を建設業界の業種目別・規模別・地域別に算出される平均値と比較し、異常点を認識したうえで審査時の重点項目を把握しておく必要がある。 (ロ)チェック項目の見直し 各業者が継続的に工事を行えるか否かは、粉飾決算に利用されがちな項目(棚卸資産、売上債権等)について、例えば棚卸資産に関しては販売可能性を、売上債権に関しては回収可能性を検討し計上根拠の有無を確認する必要がある。 (ハ)提出書類の拡充 二重帳簿による財務諸表でないことを確認するため に決算書に計上された内訳を把握するためには、税務署の受付印のある税務申告書一式の提出が必要となる。連鎖倒産の可能性を判断するためには、担保提供の状況と債務保証の状況について継続的にその動きを把握する必要がある。担保資産と債務保証の事実の有無、さらに「有」の場合は内容とその額について、経営者の確認を書面で入手することも重要であろう。</p>	<p>・平成17年度に経営事項審査における財務諸表チェック項目一覧表を作成し、それをもとに決算書等の財務諸表を審査している。 ・財務諸表の内容に疑義がある場合は、専門的なアドバイスを受けるために委託している公認会計士に相談し、必要があれば資料の追加を求めたり、当該業者への立入調査を実施している。 ・以上の取組みにより審査の実効性は上がっているため、引き続き、熊本県建設産業振興プランに掲げている不良不適格業者の排除に向けて取り組んでいく。</p>

19 熊本県収入証紙の管理状況

件名	所管課	区分	内容	改善措置
1 買戻請求時の振込口座について	会計課	結果	<p>・証紙買戻請求において、次の事例は本来の請求者(甲社)の口座に振込んでおらず、「熊本県収入証紙(未使用)の一般購入者からの返還等に係る買戻及び交換事務取扱要領」第3条3項に反している。 買戻理由 甲社で保管している証紙を今後使用する見込がないため 請求者 乙(自称 甲社従業員) 振込口座 乙名義 銀行口座</p>	<p>・今後、類似事案に対しては、会社からの委任状等の添付を求めることとする。</p>
2 収入証紙の印刷発注について	会計課	意見	<p>・証紙の印刷発注は、在庫が払出2年分程度の枚数を下回った種類について行っているが、平成17年2月受入分については、1円と5円が大幅に上回っているにもかかわらず、発注対象となっている。又、100円については平成14年9月に30年分に当たる2,010,000枚を発注している。(原因は不明)余分な証紙の在庫は、保管上の危険性も増すため注意を要する。</p>	<p>・現在、証紙印刷にあたっては、各証紙の在庫枚数と年間使用枚数から必要印刷枚数を決定しているが、今後、今回指摘のような事態が発生しないよう適切な処理に努める。</p>
3 収入証紙 次期繰越金の確認について	会計課	意見	<p>・収入証紙特別会計の次期繰越金(96%相当額)は199,379,776円で額面では、207,687,266円であり、その内訳は売りさばき人の在庫と一般購入者の在庫とと思われる。このうち売りさばき人の在庫については、少なくとも年1回決算時にも報告を求め集計、把握しておくことが望ましい。</p>	<p>・年一回、各売りさばき人の在庫金額について調査を行うこととし、平成18年3月末時点の在庫金額を5月24日付けで照会した。 なお、平成18年3月末時点での売りさばき人の在庫は、券面額で86,063,927円(96%相当額は82,621,370円)であった。</p>

平成 17 年度 包括 外部 監査 結果 等 に 係 る 措 置 状 況

○ 熊 本 県 立 大 学 に 対 す る 監 査
1 収 入 に 関 す る 監 査

No	件 名	区 分	内 容	改 善 措 置	所 管 課 : 私 学 文 書 課
1	証 明 書 発 行 に 係 る 資 料 の 保 管 及 び 記 載 に つ い て	結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証 明 書 発 行 願 に 基 つ い て 証 明 書 が 発 行 さ れ た こ と、 ま た、 正 確 な 交 付 手 数 料 徴 収 の 確 明 資 料 と す る た め に も、 資 料 の 保 管 及 び 必 要 事 項 の 記 録 を 徹 底 す べ き で あ る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証 明 書 発 行 済 の 資 料 の 保 管 に は 十 分 注 意 す る と と も に、 発 行 し た 証 明 書 に つ い て は 証 明 書 発 行 台 帳 に 記 載 す る よ う 徹 底 し た。 	
2	受 託 事 業 に 係 る 委 託 契 約 書 に つ い て	結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法 人 N と の 受 託 事 業 の 中 で 顕 微 鏡 光 源 装 置 を 取 得 し て い る が、 法 人 N は、 顕 微 鏡 光 源 装 置 を 法 人 N の 所 有 資 産 と 認 識 し 処 理 し て お り、 受 託 試 験 終 了 後 に 返 還 を 求 め て く る 可 能 性 が あ る。 こ れ に 対 し て、 熊 本 県 の 側 で は、 当 該 顕 微 鏡 光 源 装 置 を 熊 本 県 の 調 達 課 で 取 得 し 熊 本 県 の 所 有 資 産 と し て 物 品 の 管 理 台 帳 に 記 載 し て い る。 原 因 は、 委 託 契 約 書 作 成 時 点 で 契 約 条 項 の 内 容 の 検 討 が 不 十 分 で あ っ た と 考 え ら れ る。 契 約 書 を 交 わ る 時 点 で 十 分 な 注 意 が 必 要 で あ る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今 後、 受 託 事 業 の 契 約 締 結 に お い て は、 内 容 を 十 分 精 査 し た 上 で 取 り 交 わ る こ と と し た い。 ・ な お、 今 回 の 事 例 に お い て は、 使 用 し た 装 置 の 返 還 の 求 め に 応 じ ら れ る よ う、 保 管 物 品 に 変 更 し た。 	
3	有 料 宿 舎 の 貸 付 対 象 者 に つ い て	意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家 賃 は 一 般 の 場 合 と 比 べ る と 相 当 に 安 く 設 定 さ れ て い る か ら、 有 料 宿 舎 を 貸 し 付 け る こ の と の 可 能 性 を 文 書 化 す る 等、 明 確 に し て お く 必 要 が あ る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法 人 の 宿 舎 管 理 規 則 に お い て 貸 し 付 け る こ の と の 可 能 性 を 規 定 し た う え で、 毎 年 度 の 宿 舎 借 り 上 げ 契 約 に お い て、 個 別 に 決 裁 を 受 け て い く こ と と し た。 	
4	教 育 研 究 奨 励 寄 付 金 に つ い て	意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研 究 奨 励 寄 付 金 は、 そ の 実 態 が 寄 付 金 な の か 受 託 事 業 な の か とい う 点 で 微 妙 な ところ が あ る。 し た が っ て、 そ の 実 態 と 熊 本 県 立 大 学 研 究 奨 励 寄 付 金 取 扱 規 程 と を 十 分 に 検 討 し た う え で、 経 理 処 理 を 行 う べ き で あ る。 公 立 大 学 法 人 移 行 後 は、 受 託 (請 負 ・ ・ ・ 収 益 事 業) と 認 定 さ れ る と 課 税 の 問 題 も 発 生 す る の で 注 意 が 必 要 で あ る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法 人 化 後 は、 消 費 税 の 問 題 も あ る の で、 寄 附 金 受 け 入 れ に 当 た っ て は、 よ り 慎 重 に 熊 本 県 立 大 学 奨 励 寄 付 金 取 扱 規 程 に 該 当 す る か 否 か を 判 断 し た う え で、 処 理 し て い く こ と と す る。 	

○熊本県立大学に対する監査
2 人件費に関する監査

No	件名	区分	内 容	改善措置	所管課:私学文書課
1	時間外手当の支給について	結果	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務が1月20時間を超えた職員については、20時間の時間外手当を翌月支給し、繰越した時間外手当は3月及び4月の給与支給時に支給されており、3月度及び4月度の時間外手当が極端に多額なものとなっており適切に処理されていない。 時間外勤務命令書に所属長印がないものがあり、また、備考欄に休憩時間を記入するよう人事課給与班からの指導にもかかわらず休憩時間の記載は1件もされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務は通常勤務時間内で処理することを基本に置き、時間外勤務は真にやむを得ず、かつ予算の範囲内で命令することなどを職員に徹底させたうえで、年度末に繰越すことなく適正な支給を行うこととした。 	
2	時間外勤務命令書の記載について	結果	<ul style="list-style-type: none"> 大学の予算執行上超過した人件費に関しては一般会計等他の会計にて処理されており、予算超過した人件費も県立大学の人件費として把握する必要がある。 効率的な人件費支出に努める必要がある。 公立大学法人となる次年度以降には給与水準を引き下げる努力は必要であり、そのためには職員は段階的にプロパーの職員を採用し、大学独自の給与規程を作成整備し、他の大学等と比較してあまり高くないレベルの給与水準を達成していただく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 休憩時間の記載を行うよう職員に周知するとともに、時間外担当者の方でも必要事項の記入漏れがないかチェックすることとした。 	
3	給与水準の検討	意見	<ul style="list-style-type: none"> 大学の予算執行上超過した人件費に関しては一般会計等他の会計にて処理されており、予算超過した人件費も県立大学の人件費として把握する必要がある。 法人運営の事業目標として、効率的な予算執行を掲げているところであり、人件費についても県や他大学の給与水準等を勘案しながら決定していきたい。プロパー職員については、給与水準の観点に加え、組織管理、労務管理の面からも、採用の必要性について検討を行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の予算施行については、平成18年度からすべて大 学予算として計上してある。 法人運営の事業目標として、効率的な予算執行を掲げているところであり、人件費についても県や他大学の給与水準等を勘案しながら決定していきたい。プロパー職員については、給与水準の観点に加え、組織管理、労務管理の面からも、採用の必要性について検討を行ってほしい。 	
4	予算超過した時間外手当の振替処理について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 大学の年間予算を超過した時間外手当は令達等により大学費で処理されず、年度末において他の支出へ振替処理されており、平成16年度の県立大学の時間外手当支出を適切に表示していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から時間外予算については、大学予算で計上したものでないか執行しない取扱いとなった。 	
5	効率的な人員配置について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 少数の特定職員に時間外勤務が集中しており、所属長の監督を含め人事管理上問題があり、大学運営に当たり効率的な人員配置がなされていたか、また、担当者の業務が効率的・経済的に実施されていたか疑義が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該職員の時間外については、当該年度に作業しなければならぬシステム開発に伴う限時的なものであったが、本年度の人員配置においては、当該課へ増員するなど公立大学法人として業務の重要性に応じ、メリハリをつけた配置を行った。 	
6	時間外勤務命令書への休憩時間の記載について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果において記載したとおり、時間外勤務命令書に休憩時間の記載がなく、何時休憩を取ったか定かでない。このため、大学総務課では6時間を超えて残業をした場合は22時まで45分の休憩をしてみなして時間外手当の計算をしている。時間外の割増が22時以前では25%増しなのに対して22時以降では50%増しとなることから、休憩時間を何時取得したかは必ず時間外勤務命令書に記載させ、時間外手当を支給するように改める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 休憩時間の記載を行うよう職員に周知するとともに、時間外担当者の方でも記入漏れがないかチェックすることとした。 	
7	非常勤講師のスケジュール資料の保管について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤講師によるインレギュラーな講義スケジュールの際には講義時間数の確認ができる資料を保管しておくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間割等の資料の保管に注意するとともに、非常勤講師の出講簿様式を、講義時間数が確認できる様式に改正した。 	

○熊本県立大学に対する監査
3 需用費、委託料等の支出に関する監査

所管課：私学文書課

No	事項	区分	概要	改善措置
1	図書とすべき支出について	結果	<p>・図書について、1件2万円以上の分について図書として計上してあるが、1件2万円未満であっても、例えば法令全書総目録全6巻は1冊10,742円であるので、6冊合計64,450円となり、需用費として計上してよいか疑義がある。</p> <p>・平成17年3月の支出負担行為が、件数、金額共に突出している。何故、年度末に集中したか、また本当に必要な支出なのかの検討が必要である。</p>	<p>・全6巻であっても各巻内容が異なるため、それぞれを一品と解釈していたが、複製の本であっても総体としてとらえるべきものであるかどうか、慎重に判断するようにした。法人化後は、会計制度の変更により、需用費と備用品の区別がなくなり、今回の指摘のような問題は発生しない。</p>
2	工事関係費の月別支出額について	意見	<p>・平成17年3月の支出負担行為が、件数、金額共に突出している。何故、年度末に集中したか、また本当に必要な支出なのかの検討が必要である。</p>	<p>・修繕要望の全てに対応できないだけの予算確保が困難な状況であり、その都度必要性、緊急性を検討し執行しているところである。また、自然災害による復旧経費や突発的に生じる設備故障等の修繕経費も考慮した上で執行する必要がある。法的に、結果的に年度下期に偏らざるを得ないものとなった。法人化後は収入の状況をみながら、支出していくこととなるため、優先順位の高いものは早期に発注するなど、より計画的に工事費を支出していく。</p>
3	水道光熱費の節減について	意見	<p>・水道光熱費については、総需用費の38%を占め、金額も年間1億1千万円を計上している。尚一層の節減が求められる。</p>	<p>・経費の抑制は重要な課題であり、御指摘のとおりと認識している。今後も、経費の執行状況に関する資料の提供など、教職員等に対し、継続的に経費削減の周知徹底を図っていく。</p>
4	会計システムの改善について	意見	<p>・熊本県立大学の現在の会計システムは、会計科目毎の内容把握が非常に判りにくい現状である。電算機を導入しているが、ソフト面での改善が必要である。</p>	<p>・法人化後の財務会計基準に沿ったシステムを導入した。</p>
5	委託料の契約について	意見	<p>・随意契約の中には、競争入札でも可能と考えられるものがあり、もう一度競争入札に出来ないか否かの検討を要する。</p>	<p>・契約については、関係規程に基づき適宜適切に行うことはもとより、その方法の見直しも行いながら事務処理の迅速化、効率化を図り、経費の抑制に努めていくこととしている。継続的に見直しを行うなかで、随時競争入札を採用していく。</p>

○熊本県立大学に対する監査
4 財産及び物品に関する監査

所管課：私学文書課

No	件名	区分	内容	改善措置
1	図書貸出の管理状況について	結果	<p>・図書の貸出・返却状況において、返却が貸出を毎年上回っているのはなぜか。例えば、図書の貸出時に貸出処理がなされなかつた可能性もあるので、貸出図書の管理運営について再検討が必要と思われる。</p> <p>・研究室の所蔵図書(約7万冊)について、現物と図書台帳との確認作業を行ったところ、所在不明の図書が平成17年12月13日現在で2,139冊あることが判明。研究室の所蔵図書の適切な管理について検討が必要。</p>	<p>・貸出図書の管理運営については適切に行っている。御指摘のあった3年間(平成14～16)について確認の結果、返却が貸出を上回った理由は、年度をまたがった貸出・返却が行われたためと考えられる。なお、平成17年度については、貸出冊数は25,645冊、返却冊数は25,620冊の貸出超過となつた。</p> <p>・全学的な調査を行った結果、所在不明図書2,139冊のうち平成18年6月21日時点で369冊が見つかつた。今後、研究室図書の一斉点検を予定しており、当不明図書についてはさらに所在の確認を行っていく。</p> <p>平成18年3月の図書館運営委員会において、研究室図書適切な管理のための「研究室図書管理要領」を定め、4月の法人化後、学術情報メディアセンター運営委員会(旧図書館運営委員会に相当)を3回開催して同要領の具体的な運用等について検討を行っている。今後、同要領のもと、研究室図書の適切な管理に努めていく。</p>
2	研究室保管の図書について	結果		
3	コンピュータ未登録図書について	結果	<p>・平成15年4月時点でコンピュータへの未登録図書が29,444冊(監査時の蔵書32万冊のうち)ある。多くの図書を一人でも多くの利用者が利用できるように、早急に未登録図書の登録を完了すべきである。</p>	<p>・未登録とされた図書のうち24,455冊を占める雑誌等については、購入時に既に登録しており、ホームページ上の検索や他大学からの利用も行える。また、残りの多くを占める貴重図書(古文書)についてはかなりの傷みが生じており、平成18年度から6年間の計画で修復・保存・整理等を予定している中で、当計画と並行しながら順次登録を進めていく。</p>
4	第2グラウンド(小峯)について	意見	<p>・現地を視察したところ全体的に施設の整備状況が悪く、特に陸上競技場の施設の整備状況が悪い。長期的に利用するためには、適切な維持管理が必要。</p>	<p>・予算確保が難しい状況もあり、一部に維持管理が行き届かないところもある。しかしながら、平成18年度から法人外の利用者に応分の負担を求めるということで、施設使用料の徴収を開始したところであり、それを維持管理の費用に充てていくこととする。</p>
5	建物の維持管理について	意見	<p>・建物等の維持管理計画及び修繕計画は策定しておらず、施設の維持管理及び修繕が適切に行われていない。ただし平成18年度に向けて計画策定中である。維持管理計画を立て絶えず見直しを検討し、適切でより効果的な維持管理が行われるべきである。</p>	<p>・平成17年度に建物・設備などの中長期的な修繕計画を策定したところであり、その計画に基づき修繕等を行うこととしている。</p>

No.	件 名	区分	内 容	改善措置
6	備品の管理状況について	意見	<p>・使用不能で廃棄すべき備品が多数保管されていることが判明。長年にわたり現物との確認作業が行われていない結果、使用不能の備品がそのまま保管されているようである。使用不能の備品は廃棄手続きに従い廃棄処理すべきである。</p> <p>・毎年すべての備品について確認作業を行うのではなく、保管場所ごとに3年で一巡する程度の割合で確認作業を行えばかなりの時間の節約になると思われる。</p>	<p>・平成16年度、17年度において備品の現物確認を実施し、その中で使用不能の備品については、適宜処分を行った。</p> <p>・御指摘のとおり、3年間を目途に備品の現物確認ができるよう準備したい。</p>
7	熊本県立大学付属図書館県民公開について	意見	<p>・熊本県立大学付属図書館県民公開要項に基づき図書館を県民に公開しているが、県民に利用されているとは言いがたい。県民の教養の向上と専門的な調査研究のために、県民の利用者が増加するような広報活動が必要。</p>	<p>・現在、熊本県立大学ホームページ(内の図書館ホームページ)に「県民公開のご案内」を掲載した。また、平成17年10月発行の学報「春秋彩」においても掲載・広報した。</p> <p>・今後は、ホームページ及び学報による広報に加え、県、近隣市町の広報誌掲載を依頼するなど可能な限りの広報活動を行う。</p>

熊本県監査委員公告第 15 号

熊本県警察本部長から、平成 17 年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

平成17年度 包括外部監査結果一覧表

○旅費の監査

6 事務処理に関する監査意見

	所管課	事項	概要	改善措置
2	県警本部	犯罪捜査に関する出張の復命書について	<p>・熊本東警察署の旅費に関する監査で、犯罪捜査に関する出張費については、捜査上の秘密の保持の必要性、プライバシーの保護等の理由から、出張の復命書の代わりである捜査関係書類が提出されなかったため一部において十分な監査を実施することができなかった。復命書が作成されず、捜査関係資料で代用しているため、このような結果となっており、今後は、捜査関係書類に代わる復命の方法について、検討することが必要である。</p>	<p>・警察においては、出張の復命については、書面又は口頭により、速やかに上司に行うこととしており、犯罪捜査の場合については、口頭で行っているところである。復命書の作成が必要だということであれば、捜査上の秘密の保持、プライバシー保護という観点を踏まえて、問題がなければ検討していきたい。</p>

熊本県監査委員公告第 16 号

熊本県教育長から、平成 17 年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

○旅費の監査
1. 旅費制度の内部統制システムに関する監査

No.	件 名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	旅費支払事務について	教育庁学校 人事課 (第二高校)	意見	<p>・熊本県立第二高校は、旅費の支払事務は熊本土木事務所で行っている。書類の受渡について特に送達簿、受渡簿等への記入はなされていない。書類の受渡については、書類名、受渡日、相手の受領印、枚数を記入した送達簿を作成して紛失を防止し、紛失時の責任を明確にすべきである。</p>	<p>・県費の支払事務については、旅費の支払に限らず、通常担当部署で支出命令等を作成し、担当課が当該支出命令等の関係書類を出納担当部署に持ち込み、そこで具体の支払事務を行っている。</p> <p>・出納担当部署においては、限られた人員の中で常時相対当数の支払事務を処理しており、出納担当部署の執務室内での書類の管理を除き、関係書類の運搬等を含めて基本的に担当部署がその管理について責任を持つ。</p> <p>・今後とも関係書類等の紛失防止のため、書類管理（執務室内の書類管理、書類運搬の方法等）の改善に努める。</p> <p>・なお、関係書類の受渡等に係る送達簿等の整備については、業務効率等の観点から慎重に検討する必要があると考える。</p>

○使用料及び手数料の徴収事務に対する監査

1 美術館使用料 監査結果

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	減免手続の明確化	教育庁文化課	結果	平成17年2月7日～2月13日に本館多目的室使用の第25回熊本市造形展（中学校の部）については、減免措置が採られているが、例年通りの措置ということである。減免手続の処理が必要である。	本館多目的室は、一部、実技講座や学童展など教育普及事業を目的として使用しており、熊本市図画工作美術教育研究会と美術館との共催による学童展の開催の場合には、会場使用料の減免措置を行ってきた。今後は、条例に基づき使用料の減免措置の手続きをとるよう適正な事務処理に改めたい。

2 美術館使用料 監査意見

No	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	来館者数について	教育庁文化課	意見	細川護国公館、今西コレクション、永青文庫コレクション、その他日本や諸外国の美術を収蔵し、常設展示しているのに、年間の来館者数が有料入場者18,229名、無料入場者数13,934名、合計32,163名というのは妥当な数字であらうか。駐車場の問題や広報PRの必要性を考えなければならぬ。県民の宝を積極的に活用されるように要望する。	平成16年度の来館者数については、常設展・企画展が32,153名、報道機関等と共催する特別展が30,530名、県立美術館巡回展が2,844名、1日移動美術館が、202名となっており、以上の主催展・共催展の合計入館者数は、65,729名である。なお貸会場としての美術館への入館者数も含めると、209,413名であり、最終的な本館・分館への入館者数の合計は275,142名となっている。 今後の入館者対策としては、常設展・企画展も含めて今後マスコミ等を活用した積極的な広報PRに努めるとともに、県民のニーズにあった展覧会の開催するなど県民の宝である美術品の更なる積極的活用を努めていきたい。

○使用料及び手数料の徴収事務に対する監査
 3 野球場使用料、県民総合運動公園施設使用料、総合体育館使用料、総合射撃場使用料 監査結果

No.	件名	所管課	区分	内 容	改善措置
1	規則に基づく事務運用について	教育庁体育保健課	結果	<p>・県民総合運動公園施設使用料の事務手続は、熊本県都市公園条例第11条により財団法人熊本県スポーツ振興事業団に委託されているが、平成16年度までは「熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則」に基づき事務運用はなされていたが、平成17年度より規則に基づく事務運用がなされている。</p>	<p>・従来、利用者の利便性を考慮して公共施設予約管理システム利用者については規則に定める申請書を徴していないが、現在は、規則どおりの事務運用がなされている。</p>
2	収入未済額の処理について	教育庁体育保健課	結果	<p>・後納を認める場合の手続として、特に民間利用者については必ず後納申請書等を作成し、施設長の承認決議を得る手続に改善すべきである。また、事務委託先が県に立替えた結果仮に回収できなない場合は、事務委託先が損失負担することになり、不適切な処理である。</p>	<p>・管理団体である(財)熊本県スポーツ振興財団において特定のケースについて後納の手続きが取られていなかったが、後納を認める場合には必ず承認手続きを取るよう徹底させた。使用料の支払い等について事前に十分説明を行い、利用者との対応に注意し、適切な事務処理がされるよう、県としても指導を行う。</p>

○使用料及び手数料の徴収事務に対する監査

4 野球場使用料、県民総合運動公園施設使用料、総合体育館使用料、総合射撃場使用料 監査意見

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	パークドームの利用者見込について	教育庁体育保健課	意見	<p>・パークドームの使用料に関しては、使用料算定時での年間利用者見込数が過去5年間にわたり利用者数を達成しておらず、使用料の値上げ改定がなかなか困難な状況下で現行の利用料金では県有施設としての投下資本の回収には当初計画よりも長期化を要することになるため、利用者増の取組みを積極的にを行い県民全体の負担を軽減できるよう努める必要がある。</p>	<p>・平成18年4月から県立体育施設に指定管理者制度を導入し、県民総合運動公園については財団法人熊本県スポーツ振興事業団が管理運営を行っている。 同財団法人は、事業計画の中で、同公園の総利用者数10%増を数値目標として設定し、利用者増に向けた取組を進めていく計画であり、夏休み・春休み期間中における供用日の拡大等を実施する予定である。 県としても、利用者数等を指標として設定し、モニタリングを行うなど、利用拡大に向けた効果的・効率的な管理運営がなされるよう指導していく。</p>
2	金融機関への納金事務の効率化について	教育庁体育保健課	意見	<p>・使用料の徴収及び納金事務に関しては使用料の納金のため1日に2度金融機関に出向くケースもあり、県の収納担当と協議の上事務の効率化、経済化を図る必要性がある。</p>	<p>・管理を行っている財団法人熊本県スポーツ振興事業団においては、通常の場合、当日収納分を夜集計し翌日納金を行っているが、高額の使用料を収納した場合、定時の納金とは別に金融機関に出向くケースがあった。 高額の使用料の収納が見込まれる場合、利用者に納入日等を事前に確認するなどにより、非効率な納金事務がなされないよう改善を指導する。</p>
3	使用料の銀行振込による収納について	教育庁体育保健課	意見	<p>・使用料の徴収方法として利用者の利便性や事務の効率化を考慮すると、銀行振込による収納を検討すべきである。</p>	<p>・使用料については、条例上前納が原則となっており、例外的に後納を認める仕組みとなっていることや、公共施設予約管理システム（ひばりネット）は使用料の銀行振込には対応していないため、システムの改善が必要であり、予算措置が必要であることなどの課題がある。 今後、市町村のシステムとの一体的な取組みも視野に入れながら検討する。</p>
4	行政財産使用料の算定について	教育庁体育保健課	意見	<p>・行政財産使用料に関して、熊本県財産条例第7条ただし書きでの前年度使用料との調整では、前年度使用料に満たない場合には前年度使用料に据え置くとされているが、算出基礎となる公有財産台帳価格の変動（下落）が反映されないことになり、見直しが必要である。</p>	<p>・県営体育施設に係る行政財産使用許可の更新にあたって、使用料の算出については「熊本県財産条例の一部改正に伴う取扱いについて」（平成24年1月6日付け総務部長通達）に基づき算出している。 使用許可の更新にかかる使用料を算出する場合、行政財産の使用の目的、態様等により、現公有財産台帳価格での算定価格により、現公有財産台帳価格と認められる場合には、近傍類似の施設の使用料を勘案して前年度使用料との調整措置を行う取扱いとなっている。指摘のあった使用料を近傍の類似施設の一般市場価格（賃料）と比べても、適正な価格と判断される。</p>

熊本県監査委員公告第 17 号

平成 18 年 6 月 27 日から平成 18 年 8 月 21 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
 同 待 孝 一
 同 口 博 己
 同 馬 場 成 志

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日
 第一次監査（書面）

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
総務部	消防学校	平成 17 年 4 月 ～平成 18 年 3 月	平成 18 年 8 月 14 日
健康福祉部	保健環境科学研究所	〃	平成 18 年 8 月 4 日
	清水が丘学園	〃	平成 18 年 8 月 4 日
	食肉衛生検査所	〃	平成 18 年 8 月 1 日
環境生活部	環境センター	〃	平成 18 年 8 月 11 日
	消費生活センター	〃	平成 18 年 8 月 11 日
商工観光労働部	大阪事務所	〃	平成 18 年 7 月 7 日
	技術短期大学校	〃	平成 18 年 7 月 7 日
農林水産部	食品加工研究所	〃	平成 18 年 6 月 30 日
	中央家畜保健衛生所	〃	平成 18 年 6 月 30 日
	阿蘇家畜保健衛生所	〃	平成 18 年 6 月 27 日
	天草家畜保健衛生所	〃	平成 18 年 8 月 2 日
	水産研究センター	〃	平成 18 年 8 月 4 日
土木部	産業開発青年隊訓練所	〃	平成 18 年 7 月 4 日
	天草地域ダム建設事務所	〃	平成 18 年 7 月 14 日
	八代港管理事務所	〃	平成 18 年 8 月 4 日
	熊本港管理事務所	〃	平成 18 年 8 月 4 日
	新幹線熊本事務所	〃	平成 18 年 8 月 3 日
	新幹線玉名事務所	〃	平成 18 年 8 月 3 日
	熊本駅周辺整備事務所	〃	平成 18 年 7 月 31 日
教育委員会	玉名教育事務所	〃	平成 18 年 8 月 1 日
	菊池教育事務所	〃	平成 18 年 7 月 14 日
	上益城教育事務所	〃	平成 18 年 8 月 21 日
	芦北教育事務所	〃	平成 18 年 7 月 31 日
	天草教育事務所	〃	平成 18 年 7 月 14 日
	県立図書館	〃	平成 18 年 7 月 24 日
	菊池少年自然の家	〃	平成 18 年 7 月 18 日
	あしきた青少年の家	〃	平成 18 年 7 月 18 日
	県立装飾古墳館	〃	平成 18 年 7 月 18 日

2 監査の主眼

今回の監査は、第一次監査（書面）において、知事部局 20 出先機関、教育委員会 9 機関（教育事務所 5、その他出先機関 4）の合計 29 機関を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。

- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

(指導事項)

監査において是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

- (1) 重要港湾使用料の未収金（平成 17 年度末現在 16,342,714 円）について、引き続きその解消に努めること。（八代港管理事務所）
- (2) 重要港湾使用料の未収金（平成 17 年度末現在 8,321,415 円）及び雑入の未収金（3,322,680 円）について、一部改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。（熊本港管理事務所）

熊本県監査委員公告第 18 号

平成 18 年 6 月 14 日から平成 18 年 8 月 18 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 4 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日
第二次監査

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
総合政策局	企画課	平成 17 年 4 月 ～平成 18 年 3 月	平成 18 年 7 月 14 日 及び 8 月 18 日
	秘書課	”	平成 18 年 7 月 5 日 及び 8 月 18 日
	広報課	”	平成 18 年 7 月 4 日 及び 8 月 18 日
総務部	人事課	”	平成 18 年 7 月 27 日 及び 8 月 8 日、8 月 18 日
	行政経営課	”	平成 18 年 7 月 21 日 及び 8 月 8 日、8 月 18 日
	私学文書課	”	平成 18 年 7 月 18 日 及び 8 月 18 日
	県立大学	”	平成 18 年 7 月 19 日 及び 8 月 18 日
	職員課	”	平成 18 年 7 月 14 日 及び 8 月 18 日
	財政課	”	平成 18 年 7 月 13 日 及び 8 月 18 日
	管財課	”	平成 18 年 7 月 11 日 及び 8 月 18 日
	税務課	”	平成 18 年 7 月 10 日 及び 8 月 18 日
	市町村総室	”	平成 18 年 7 月 7 日 及び 8 月 18 日
	危機管理・防災消防総室	”	平成 18 年 7 月 5 日 及び 8 月 18 日

	男女共同参画・パートナーシップ推進課	”	平成 18 年 7 月 4 日 及び 8 月 18 日
地域振興部	地域政策課	”	平成 18 年 7 月 19 日 及び 8 月 16 日
	川辺川ダム総合対策課	”	平成 18 年 7 月 18 日 及び 8 月 16 日
	情報企画課	”	平成 18 年 7 月 4 日 及び 8 月 2 日、8 月 16 日
	文化企画課	”	平成 18 年 7 月 3 日 及び 8 月 16 日
	国際課	”	平成 18 年 6 月 19 日 及び 8 月 16 日
	交通対策総室	”	平成 18 年 6 月 15 日 及び 8 月 16 日
	統計調査課	”	平成 18 年 6 月 14 日 及び 8 月 16 日
	健康福祉部	健康福祉政策課	”
社会福祉課		”	平成 18 年 7 月 6 日 及び 8 月 17 日
少子化対策課		”	平成 18 年 7 月 7 日 及び 8 月 17 日
高齢者支援総室		”	平成 18 年 7 月 3 日～ 7 月 4 日及び 8 月 4 日、 8 月 17 日
障害者支援総室		”	平成 18 年 6 月 29 日～ 6 月 30 日及び 8 月 4 日、 8 月 17 日
医療政策総室		”	平成 18 年 6 月 20 日～ 6 月 21 日及び 8 月 17 日
健康づくり推進課		”	平成 18 年 6 月 27 日 及び 8 月 17 日
健康危機管理課		”	平成 18 年 6 月 23 日 及び 7 月 12 日、8 月 17 日
薬務衛生課		”	平成 18 年 6 月 15 日～ 6 月 16 日及び 7 月 12 日、 8 月 17 日
環境生活部	環境政策課	”	平成 18 年 7 月 21 日 及び 8 月 2 日、8 月 16 日
	環境保全課	”	平成 18 年 7 月 13 日 及び 8 月 16 日
	水環境課	”	平成 18 年 7 月 12 日 及び 8 月 16 日
	自然保護課	”	平成 18 年 7 月 10 日 及び 8 月 16 日
	廃棄物対策課	”	平成 18 年 7 月 6 日 及び 8 月 16 日
	水俣病対策課	”	平成 18 年 6 月 28 日 及び 8 月 16 日

	食の安全・消費生活課	”	平成 18 年 6 月 26 日 及び 8 月 16 日
	交通安全・青少年課	”	平成 18 年 6 月 23 日 及び 8 月 16 日
	人権同和対策課	”	平成 18 年 6 月 21 日 及び 8 月 16 日
	人権センター	”	平成 18 年 6 月 21 日 及び 8 月 16 日
商工観光労働部	商工政策課	”	平成 18 年 7 月 24 日 及び 8 月 16 日
	産業支援課	”	平成 18 年 7 月 14 日 及び 8 月 3 日、8 月 16 日
	経営金融課	”	平成 18 年 7 月 12 日 及び 8 月 16 日
	企業立地課	”	平成 18 年 7 月 10 日 及び 8 月 3 日、8 月 16 日
	観光物産総室	”	平成 18 年 6 月 26 日 及び 8 月 16 日
	労働雇用総室	”	平成 18 年 6 月 20 日～ 6 月 21 日及び 8 月 16 日
農林水産部	農林水産政策課	”	平成 18 年 7 月 26 日～ 7 月 27 日及び 8 月 7 日、 8 月 17 日
	団体支援総室	”	平成 18 年 7 月 11 日～ 7 月 12 日及び 8 月 17 日
	農業経営課	”	平成 18 年 7 月 7 日 及び 8 月 17 日
	農業技術課	”	平成 18 年 7 月 5 日 及び 8 月 17 日
	農産課	”	平成 18 年 7 月 4 日 及び 8 月 17 日
	園芸生産・流通課	”	平成 18 年 7 月 3 日 及び 8 月 17 日
	畜産課	”	平成 18 年 6 月 23 日 及び 8 月 17 日
	農村計画・技術管理課	”	平成 18 年 6 月 16 日 及び 8 月 17 日
	農村整備課	”	平成 18 年 6 月 14 日～ 6 月 15 日及び 8 月 17 日
	森林整備課	”	平成 18 年 7 月 18 日 及び 8 月 17 日
	林業振興課	”	平成 18 年 7 月 14 日 及び 8 月 17 日
	森林保全課	”	平成 18 年 6 月 28 日 及び 8 月 17 日
	水産振興課	”	平成 18 年 6 月 27 日 及び 8 月 17 日
	漁港漁場整備課	”	平成 18 年 6 月 20 日～ 6 月 21 日及び 8 月 17 日

土木部	監理課	”	平成 18 年 7 月 27 日 及び 8 月 17 日
	用地対策課	”	平成 18 年 7 月 14 日 及び 8 月 17 日
	土木技術管理室	”	平成 18 年 6 月 16 日 及び 8 月 7 日、8 月 17 日
	道路整備課	”	平成 18 年 7 月 10 日 及び 8 月 17 日
	道路保全課	”	平成 18 年 7 月 6 日 及び 8 月 17 日
	河川課	”	平成 18 年 7 月 5 日 及び 8 月 17 日
	港湾課	”	平成 18 年 7 月 3 日 及び 8 月 17 日
	都市計画課	”	平成 18 年 6 月 28 日 及び 8 月 17 日
	新幹線都市整備総室	”	平成 18 年 6 月 23 日 及び 8 月 17 日
	下水環境課	”	平成 18 年 6 月 26 日 及び 8 月 17 日
	建築課	”	平成 18 年 6 月 19 日～ 6 月 20 日及び 8 月 17 日
	住宅課	”	平成 18 年 7 月 11 日 及び 8 月 17 日
	砂防課	”	平成 18 年 6 月 14 日 及び 8 月 17 日
出納局	会計課	”	平成 18 年 7 月 26 日
	管理調達課	”	平成 18 年 7 月 18 日
教育委員会 事務局	教育政策課	”	平成 18 年 7 月 20 日～ 7 月 21 日及び 8 月 16 日
	福利厚生課	”	平成 18 年 7 月 20 日～ 7 月 21 日及び 8 月 16 日
	高校教育課	”	平成 18 年 7 月 7 日 及び 8 月 16 日
	義務教育課	”	平成 18 年 7 月 5 日 及び 8 月 16 日
	学校人事課	”	平成 18 年 7 月 4 日 及び 8 月 3 日、8 月 16 日
	社会教育課	”	平成 18 年 6 月 30 日 及び 8 月 16 日
	人権同和教育課	”	平成 18 年 6 月 28 日 及び 8 月 16 日
	文化課	”	平成 18 年 6 月 19 日 及び 8 月 16 日
	体育保健課	”	平成 18 年 6 月 15 日 及び 8 月 16 日
	施設課	”	平成 18 年 6 月 14 日 及び 8 月 16 日
議会事務局	”	平成 18 年 7 月 12 日	

人事委員会 事務局		"	平成 18 年 7 月 11 日
監査委員事 務局		"	平成 18 年 7 月 18 日
労働委員会 事務局		"	平成 18 年 7 月 7 日
警察本部	会計課他	"	平成 18 年 7 月 20 日～ 21 日、7 月 24 日及び 8 月 18 日

2 監査の主眼

今回の監査は、第二次監査において、知事部局 75 機関（本庁 74 課（総室・室）、出先機関 1）、教育委員会事務局 10 機関、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局並びに警察本部の合計 90 機関を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

(指摘事項)

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

健康福祉部

- (1) 生活保護費返還徴収金の未収金（平成 17 年度末現在 12,501,943 円）及び年度後返納（生活保護費戻入未済分）の未収金（同 470,572 円）について、引き続きその解消に努めること。（社会福祉課）
- (2) 看護師等修学資金貸付金償還金の未収金（平成 17 年度末現在 3,620,000 円）について、引き続きその解消に努めること。（医療政策総室）
- (3) 未熟児養育医療費負担金の未収金（平成 17 年度末現在 1,178,732 円）について、引き続きその解消に努めること。なお、時効期日が到来している債権については、不納欠損処分を行い、適正な債権管理に努めること。（健康づくり推進課）

商工観光労働部

- (1) 阿蘇ソフトの村建設用地については、企業の進出が極めて困難な状況にある。固定化された資金の回収という観点から、処分も含めた今後の対応策を早急に検討すること。（産業支援課）
- (2) 中小企業振興資金貸付金の未収金（平成 17 年度末現在 2,163,304,327 円）について引き続きその解消に努めること。（経営金融課）

農林水産部

- (1) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成 17 年度末現在 35,847,389 円）、林業・木材産業改善資金償還金の未収金（平成 17 年度末現在 840,000 円）及び沿岸漁業改善資金貸付金償還金等の未収金（平成 17 年度末現在 3,556,931 円）について、引き続きその解消に努めること。（団体支援総室）

土木部

- (1) 土石採取料等の未収金（平成 17 年度末現在 36,734,369 円）について、引き続きその解消に努めること。（河川課）
- (2) 港湾使用料等の未収金（平成 17 年度末現在 36,707,374 円）について、引き続きその解消に努めること。（港湾課）

教育委員会

- (1) 育英資金貸付金償還金等の未収金（平成 17 年度末現在 26,922,758 円）について、引き続きその解消に努めること。（高校教育課）
- (2) 雑入（スクールカウンセラー報酬等返還金）の未収金（平成 17 年度末現在 4,977,770 円）について、引き続きその解消に努めること。（義務教育課）
- (3) 地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金等の未収金（平成 17 年度末現在 57,151,254 円）について、引き続きその解消に努めること。（人権同和教育課）

(指導事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

総務部

- (1) 県庁全体の取り組みにより、前年度に比べると時間外勤務の縮減が図られたところであるが、特定の部署や職員については、時間外勤務時間数が減少していないことから、時間外勤務縮減について、更なる指導・対策の強化に努めること。(人事課)
- (2) 未収金回収のため、全庁的対策を講じることを目的に設置されている未収金対策連絡会議が十分な成果を挙げていない。実効性のある対応策構築に努めること。(財政課)
- (3) 県税の未収金(平成 17 年度末現在 3,798,398,806 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。特に、全県税滞納額の 2 分の 1 を超える個人県民税(同 2,055,556,907 円)については、市町村総室との連携の一層の強化を図りながら、市町村へ短期間派遣する併任徴収や地方税法第 48 条に基づく徴取引継ぎの制度を積極的に活用するなど、徴収強化の体制構築と徴収率の向上に努めること。(税務課)
- (4) 納税の公平性維持と歳入確保の観点から、延滞金についても、本税と同様、未納の解消に努めること。また、延滞金については 3 年間しか管理されていない例もあるので、本税と同様の適正な債権管理に努めること。(税務課)

健康福祉部

- (1) 児童保護費負担金の未収金(平成 17 年度末現在 23,686,965 円)及び雑入(児童扶養手当返納金及び年度後返納)の未収金(同 19,824,580 円)、母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金(同 37,452,242 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(少子化対策課)
- (2) 児童保護費負担金の未収金(平成 17 年度末現在 25,919,321 円)、知的障害者保護費負担金の未収金(同 798,900 円)、こども総合療育センター負担金の未収金(同 804,000 円)、精神障害者措置入院費負担金の未収金(同 886,700 円)及び心身障害者扶養共済加入者負担金の未収金(同 39,900 円)、心身障害者扶養共済制度過払年金返納金の未収金(同 87,000 円)、各種団体精算返納金の未収金(同 332,880 円)について、多くの未収金は改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。なお、長期化している滞納案件のうち、自力執行可能な未収金に係る時効についての管理を適切に行うこと。(障害者支援総室)
- (3) 熊本県食品衛生監視指導計画に基づく食品関係施設への立入検査の実施について、業種により目標に対しての達成率に大きなバラツキが見られる。指導計画の見直しや目標設定とその進捗状況の適切な管理を行い、より効果的な監視・指導体制を整備すること。(健康危機管理課)
- (4) 生活衛生関係営業施設に対する監視・指導の一貫性、統一性を確保するため、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理が行えるように指針等を整備し、計画的、効果的な監視・指導の実現に努めること。また、より専門性の高い職員を配置するなど、本庁の指導体制の充実強化についても検討すること。(薬務衛生課)

商工観光労働部

- (1) 中小企業従業員住宅使用料の未収金(平成 17 年度末現在 15,205,390 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(労働雇用総室)

農林水産部

- (1) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金(平成 17 年度末現在 96,264,155 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(農村計画・技術管理課)
- (2) 旧牛深漁業事務所の建物等については、県有財産の有効活用の観点から、引き続き解体処分や貸付等も含めた何らかの対応策を検討すること。(水産振興課)
- (3) 漁港施設使用料の未収金(平成 17 年度末現在 7,051,995 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(漁港漁場整備課)
- (4) 公害防止事業費事業者負担金の未収金(平成 17 年度末現在 86,614,938 円)について、引き続きその解消に努めること。(漁港漁場整備課)

土木部

- (1) 工事契約違約金の未収金(平成 17 年度末現在 520,224 円)、工事延滞金利息の未収金(同 15,736 円)及び雑入の未収金(同 1,235,359 円)について、一部改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(監理課)
- (2) 道路占用料の未収金(平成 17 年度末現在 1,918,004 円)及び雑入(橋梁損傷に係る負担金等)の未収金(同 9,407,300 円)について、一部改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(道路保全課)
- (3) 財団法人くまもと緑の財団の保有する 3 基金については、その運用益も減少しており、大きな事業効果が発揮できなくなっている。特に、グリーンリザーブ基金については、本来の目的事業が実施されていないことも考慮すれば、財団のあり方について、全体の見直しを含めた必要な検討を行うこと。(都市計画課)
- (4) 県営住宅使用料等の未収金(平成 17 年度末現在 302,442,046 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(住宅課)

議会事務局

- (1) 公用車 5 台のうち、議長車を除く 4 台の稼働率が低い状況にあるので、今後のあり方について検討すること。(総務課)

警察本部

- (1) 雑入(道路情報板等の損壊に係る損害賠償金)の未収金(平成 17 年度末現在 13,236,586

- 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(会計課)
- (2) 熊本市内に設置されているパーキング・メーターについて、近年、市街地における民間駐車場の増加に伴い、路上パーキングを利用する車が大幅に減少し、維持管理費が利用収入額を上回る状況にあることから、パーキング・メーターを設置する必要性について、その収支についても十分考慮のうえ、廃止も含めた見直しを行うこと。(交通規制課)
- (3) 高齢者講習手数料及び取得時講習手数料等に係る収入証紙の消印について、受付を行った受託事業者から郵送を受けて、運転免許課で行っているが、日付を遡って消印を行うことのみならず、事故発生の可能性の点でも問題がある。業務を受託している事業者が申請書受付時に消印を行い、証紙消印報告を行うような取扱いがでないか、業務委託内容の見直しや関係規定の改正等をも含めて検討すること。(警察本部会計課、出納局会計課)

